

第七十二回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十六号

昭和四十九年五月八日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 飯谷 忠男君

理事 笠岡 喬君

理事 湊 徹郎君

理事 山崎平八郎君

理事 芳賀 貢君

理事 愛野興一郎君

今井 勇君

片岡 清一君

島田 安夫君

染谷 誠君

本名 武君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

諫山 博君

林 孝矩君

宮田 早苗君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 山本茂一郎君

農林大臣官房長 大河原太一郎君

農林省農林經濟局長 岡安 誠君

委員外の出席者

参考人 (農林漁業団体職員共済組合理事 事長) 土岐 定一君

参考人 (農林年金中央共済會事務局長) 春日 昉君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

五月八日

辞任

金子 岩三君

神田 大作君

同日

辞任

片岡 清一君

宮田 早苗君

補欠選任

片岡 清一君

宮田 早苗君

同日

補欠選任

金子 岩三君

神田 大作君

本日の会議に付した案件

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外七名提出、衆法第二八号)

○飯谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び湯山勇君外七名提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

本日は、まず、両案について参考人から意見を聴取することといたします。

本日御出席の参考人は、農林漁業団体職員共済組合理事長土岐定一君、農林年金中央共済會事務局長春日昉君、以上二名の方であります。

両参考人に申し上げます。

御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、本委員会におきましては、ただいま議題といたしました両案について審査をいたしておりますが、両案につきましては、両参考人のそれぞれの立場から忌憚のない御意見を聞かせたいでございます。

なお、議事の都合上、まず、御意見をお一人十五分程度で順次お述べいただき、その後委員からの質疑がありますので、これにお答えいただくことにいたしますと存じます。

御意見の開陳は、土岐参考人、春日参考人の順序でお願いいたします。

○土岐参考人 ただいま御指名いただきました農林年金の理事長の土岐でございます。

諸先生方には毎々いろいろとお世話になっております。厚く御礼を申し上げます。

なお、農林年金の法改正につきまして、御審議にあたりまして、直接運営を担当いたしております私の私に對しまして意見を開陳させていただきます機会をお与えいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

この農林年金法の改正でございますが、これは、厚生年金並びに国民年金法の大規模改正がありまして、それに伴いまして、農林年金内部におきまして、四十七年の末から法改正の検討会を設けました。さらに、四十八年に入りまして、農林年金の組合員が、団体側十三名、組合員側十三名、合計二十六名によりする財政審議會をひんばんに開きまして、内部の意見の取りまとめを行なったのであります。なお、組合員全員を地区別に集めまして、さらに意見をも徴しまして、今回の年金法の改正についての意見の取りまとめをいたしましたのでございます。その結果に基づきまして、農林当局とも十分連絡、協議をいたしてまいりましたのでございまして、農林当局ではわれわれの提案をおおねいれいただきまして、今回の法改正案としてまとめられてまいりましたのでございまして、農林年金の共済組合でございますので、他の共済組合との関連もございしますので、その均衡上からいまして、今回の政府提案

の法案の内容については、十分満足のいくものであるというふうに私は考えておりますのでございます。

しかしながら、問題点がないわけではないのでございまして。法改正を行ないますというのと、同時に共済組合の財源率にも影響を及ぼしますのでございまして、特に、農林年金は全国に約一万五千の対象団体を持つておりまして、これには大きいものから小さいものまでいろいろございまして、最近の情勢からいまして、特に経営困難な状況がこの一万五千の組合のおおむね全部にあると考えてもいいのでございまして、でございます。政府の補助金の増額並びに、新たに他の公的機関によりする財政の援助措置を要請をしまいいつてきておるのでございまして。

ところが、今回の政府提案の中には、公的機関の財政援助の点についての法制化の措置が抜けてまいっておりますのでございまして。これは何も農林省事務当局が怠慢なわけではございませんで、農林省当局は関係各省非常に御努力を願ひまして、いろいろと御協議を願ったわけでございまして、結果といたしましては、これが法制化に至らなかった、政府提案の中に入らなかつた、ということになってまいつたのでございまして。まことにその点遺憾に存じておる次第でございます。

それと申しますのも、農林年金の法改正を行ないますというのと、先ほども申し上げましたが、農林年金の掛け金率というものは、他の共済組合に比べて非常に高いのでございまして。一例を申し上げますと、私学共済組合は掛け金率が千分の七十六、国家公務員の共済組合は掛け金率は千分の八十八で、これに對しまして、農林年金の掛け金率は千分の九十六というふうに、非常に高率なのでございまして、今回のような法改正

は——これは今回に限らず、ここ数年毎年大なり小なりの法改正をいたしてまいっておりますが、今回の法改正はかなりの大幅な法改正でございます。こういう法の改正といふのは掛け金率とやらは関係にあるのでございます。

ところが、法改正をする、したがって掛け金率を引き上げることが、農林年金にとつては、先ほども申し上げましたように、他の共済組合に比べて非常に高率であるだけに、引き上げが非常に困難であるという現状に立ち至つておるのでございます。こういう状況でなかなか引き上げも困難だということ、先ほども申し上げましたように、全国に一万五千あります対象団体の経営の困難という問題で、団体としてもなかなか負担し切れない。また、農業団体が経営上非常に困難な状況に立ち至つておる関係から、そこにとめず職員であります農林年金の組合員の諸君の資金がまことに低位に据え置かれておるのでございます。

こういうようなことで、組合員も団体も、掛け金の増高ということについてはなかなか賛意を表することができないという状況になってまいつておるのであります。こういうことのために、機会あるごとに政府補助金の増額の問題について、先ほども申し上げましたが、私学共済組合にございまして、都道府県の補助ができるようにするといふことの法制上の新設をかねがね要望してまいつておるのでございますが、今回の政府提案の中に、都道府県補助の点につきまして法制化が抜けておることは返す返すも残念に存する次第でございます。

去る四十八年の暮れの、四十九年度の政府予算決定の段階におきまして、農林、大蔵両大臣の話し合いの結果、農林年金の制度の内容は、他の共済組合に均衡をとるよう大幅に改善をする、しかし、掛け金率は当面据え置きにする、しかし、次期の再計算期に——次期の再計算期と申しますと、四十九年度末の実績をもつて再計算をするといふことに相なるのでございますが、その次期の

再計算期に財源率の再計算をする、その際に、財政方式のあり方であるとか、掛け金負担の問題であるとか、あるいは各種の補助金の問題であるとか、いふものを総合的に検討して、将来あるべき掛け金率を決定する、と、こういう申し合わせがあった。表現はそういうふうな具体的ではございませんけれども、そういうふうな内容の申し合わせが農林、大蔵両大臣のところであつたのであります。われわれもいたしまして、現在から四十九年度末の検討に対処するために、おいおい準備を進めてまいつておるような次第でございます。そういうことでございまして、何度も繰り返しますが、私学並みの都道府県補助の項が抜けておるといふことにつきましては、まことに残念にたえない次第でございます。

終わりに、今回の法改正につきましては、農林年金に關係いたします地方の団体、組合員の方々から、この実現の要望が再々参つております。特に、すでに年金を受給いたしました、それをもつて生計を立てておる者にいたしまして、今回の年金給付の計算基礎の新しい計算のしかたというものが絶大な期待を持っておりまして、首を長くして待つておるような次第でございますので、この点を御報告申し上げまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして私の意見の開陳を終わりたいと存じます。

まことにありがとうございます。(拍手)

○仮谷委員長 次に、春日参考人をお願いいたします。

○春日参考人 御紹介をいただきました農林年金中央共済会議の事務局長をやっております春日でございます。

きようは、農林水産委員会の特別のお計らいをもつて、私たち農林漁業団体の労働者の実態と意見を述べさせていただく機会を得ましたことを厚く御礼を申し上げます。

最初に、土岐理事長との約束で、私のほうが若干時間が延びるということに相なっておりますが、

で、冒頭御了解をいただきたいと思ひます。

最初に、すでに、農林大臣をはじめ衆参農林水産委員の方々に、昨年私たちが農林年金の受給者の実態のアンケートをとりました冊子を昨年の秋にお配りを申し上げてありますので、それをあらうにいただいた方々は、農林年金の受給者は今日いかに切実な声を持つておるかというのを御理解をいただいておりますかと思うわけであります。時間関係でその実態をつぶさに申し上げる時間を持ち合わせませんけれども、たとえば意見の中に「老後の福祉事業として大きな期待をかけていた年金が、物価の上昇により、反比例的に値打ちが低下してしまふ。七年過ぎると半額の値打ちとなり、十年過ぎると三分の一の値打ちとなる。老年になればなるほど不要となる。物価に並行したスライド制の実現を強く要望する。これが実現できなければ、年金としての価値がない」という声があります。これは六十八歳の年間三十六万受給されておる人の訴えであります。また、「高齢により勤め先がなく働くことが出来ない。日々諸物価が高くなるので僅かの年金のため老人との交際並に老人クラブの旅行に参加が出来ないので非常に淋しい余生を送つて居りますので是非とも、物価の高騰に對して年金を上げて下さることを念願して居ります。よろしくお願いします。」と言つておる方は、これは六十七歳の十三万四千円も受給されておる方でございます。なお、遺族年金の受給者は、だんなさんがなくなりまして半額ないしは——現役の労働者のうちになくなられた未亡人の方々の訴えは、涙なくして読まれないうような切実な御意見を寄せられておるところであります。

多くの方々の意見を大ざっぱにまとめてみますと、まずは、物価高に対するスライド制の実現、自民党政府は五万円年金の実現を盛んにうたったが、いよいよ実現の晩になってみたら、実際は五万円にならないといふふんまん、病気になるたとき不安、農村地帯で老人のつとめ先がないため、に全く年金にたよらざるを得ないという不安、ま

た、農協運動の美名のもとに低賃金の末路というものがいかにあわれであるかという訴え、他の年金者、たとえば役場、国鉄、郵便局、学校におつとめになられた先生方と比較をして、農林年金は生活保護よりも低いという訴え等々があり、中には、もうすでに政府・自民党ではだめだ、革新政の政権をつくるのが大事ではないかという訴えも出ておるところであります。

次に、農林漁業団体の労働者の実態について、きのうも何人かの議員の方々から政府に対する質問なり意見で出されておりましたが、とりわけ農林経済局長の答弁にもありましたので、事実はどうかと、このことに触れてみたいと思ひます。なお、あわせて、農林漁業団体の労働者の賃金実態、あるいは労働条件に關するには、どうしても農林漁業政策に若干触れざるを得ないと思ひますので、御了承をお願いしたいと思います。

まず、ことしの三月までのいわゆる春闘と言われる賃上げがなされる前には、単位農協に働く方々はおおむね五万円から六万円、これも地帯ないし県によつて違ひがあるわけでありまして、おおむね五万円ないし六万円、平均年齢にして大体三十歳が中心になっておる。こういう中で、きのうは農林経済局長から、絶対額ではまだ他産業に追いついていないけれども、率で見れば年々追いついてきておるといふ答弁がなされておりましたが、これはあとで御質問等があれば詳細に申し上げたいと思ひますけれども、五万円の単位農協の労働者の賃金がかりに三〇%上がりましたも、実態として一万五千円ないしは一万八千円程度の賃上げにしかならない。したがって、ことしの七四年の春闘相場から見ても、再び一万円前後の賃金格差が生まれてきておるといふのが実態でございます。さらに、初任給におきましては、四万五千円から五万二千円の範囲にとどまっております。きようは大臣がお見えになっておられますのでたいへん残念でございますけれども、倉石農林大臣の選挙区の飯山市の富倉農協というところで、この七四年春闘で賃上げをなされた、その結

働基本権の問題について政府に対する質問と指摘がございましたが、長野県のある農協で、私がその農協におじやまをしたときに、労働組合の賃上げ要求のときに理事会は何を言ったかというところ、団体交渉の申し入れに対してこれを拒否したわけでありましたが、私が理事者に對して、団体交渉に応じないことは労働法違反になりますよと言いましたところが、ある理事いわく、立法院である国会において、政府・自民党ですら今日憲法や法律も守らないという社会なんだから、わが農協の理事会が労働法を守らないというようなことはさしてどうということはないじゃないかと、こういう言い方をされるのでございます。また、ある農協の理事者は、大体労働基準法そのものが間違っているんじゃないかと言う。こういう理事者もございました。おしなべて言えることは、労働基準法なんか守っておつたら農協はやっていけないんだという思想背景が、遺憾ながら、良識ある理事者

す方がかつてだれよりもだれよりも農民を愛するとおっしゃられた方が大蔵大臣の今日、この上うな農民の自殺や、関連する農協職員の自殺が出るということとは——小野田さんがフィリピンで救出されるのにびく大な金を使い、また、フィリピン政府に対して日本政府が金を渡されたことは、それはそれなりに重要だと思いますけれども、命にかけては、こうした農民や労働者の命と軽荷の差はないというふうに私たちは思っておるわけであります。特に、申し上げるまでもなく、いままで高度経済成長の中で重化学工業中心であったために、たとえば近海漁業の漁民が泣かされ、あるいは山林や農地が荒らされていくという中からこういう農業問題あるいは漁業問題等が出ておるるところに、今日、農民とそこに働く労働者の悲惨な状態が生まれておると思います。

は、農民の社会的経済的地位を向上し、もつて國民生活の経済的安定に寄与するというふうにいわれておりますが、言うなれば、農民の営農と生活と権利を守るために農協がつくられたというふうに私たちは理解しておるわけであります。もし、そういう農民の立場に立つとするならば、農協経営者は、そこに働く労働者の生活と権利を同時に引き上げていくという姿勢なくしては、眞の農民の営農と生活を守ることにつながらないというふうに私たちは理解をしているところでございませう。

思いますが、まず、私たちは、昨年の秋ごろから
 ことしの春にかけまして、いわゆる労使折半負担
 割合を三、七に変えていたのだきたいということと
 経営者側に要求をしてまいりました。経営者のそ
 応は、法律だからそれはできない、労働基準法は
 守らないけれども、こういうことはなかなか慎重
 に守ろうというのが経営者の姿勢でございます。
 しかし、労働組合のストライキ等によりまして
 いぶん変わってまいりました。きょうは大臣は
 いでになりましたけれども、たとえば単位農協
 見れば、倉石農林大臣の長野県の第一区におき
 ましては、ほとんどの単位農協がすでにことし

五分五厘の利回りがある。その利回りがこえた分はさらに予定支払い率が増加していくわけでありますけれども、最低五分五厘は確保しなければならぬ。その根拠が五千億も積み不足ですから、五分五厘で計算すると二百七十五億円の収入減とすることになる。大きな問題ですね。それに今回の改正です。今回の改正が、掛け金率にして一四・六二というんですね。また、ことしのベースアップは、春闘相場から見ても一五十年度以降はどういう経済動向を示すからよとわかりませんが、ことしは春闘の相場から言っても、民間もきまつて、おそらく人事院勧告がもう三〇％近いものが出るだろうと私は思います。三〇％は出るものでないか。ことしはまた大幅ないわゆる責任準備不足の——今度はまたどのように大体標準が一〇％ぐらいのアップじゃございせんから、一挙に膨大な責任準備金の積み不足がベースアップによつて発生する。計算をしてみませんが、四十年年度末における積み不足はおそらく二千億以上増加するのではないのでしょうか。七千億ぐらいにな

員年金から見ておると、こういうものの調整をどう
 つてくるんじゃないですか。これに対して、公費
 金で厚給並みの——もうこの段階では、国庫補
 金を百分の十八を二十に引き上げたぐらいでは

は、こういう大幅な改正は、これは当然だと思
ます。改正に反対するものじやありません。経
の実情から見ればまだ低いぐらいですね。既裁
年長者の給付の改定にしても文句を言いたいん
です。怪我の妻に合うスライドだとは考えられ

それから、先ほど来お話しがありましたように、農協労働者の賃金は、他よりも非常に格差があるという中でありますから、すべての改正が然であり、また、低いと指摘せざるを得ないわけです。その中において起きてくる問題はどうか

ってくるのか。今回の法改正の中で、掛け金率として一四・六二、これが給付責任として加算さ

てくる。それに、何ば農協のあれが安いといひながらも、安い基本が改正されないので、率から言うとは、農協職員も少なくとも二〇%以下ということはないでしょう。三〇近いベースアップが行なわれるんじゃないですか。もとの根っこが低いから、それが修正されぬ限りいつまでも格差は続いていくわけですね。そうすると、思い切った手段を講じなければ、このままで推移していくと、十年くらい経過すると、今度積み立て金減少の傾向があらわれるんじゃないですか。一〇%ぐらゐの経済の変動率で、ベースアップが一〇%ぐらゐで推移して、昭和六十六年くらいからおおよそ掛け金、積み立て金の減少が起きてくるだろう、こういうふうな想定されるのだが、しかし、いま起きてきた現象は、そういう経済に対応して、既裁定年金も改定しなければならぬし、大幅ベースアップが行なわれるということになれば、なればじやなくて、なるのでありますから、そうすると、その速度でいきますと、十年後には、今度は実際に掛け金で積み立てた額に食い込んでくる。さらにそれから五年ないし七年くらい経過したときには、食いつぶしてしまつて、積み立て金がゼロになつてしまふ。ですから、いま直ちにその五千億を——経済事業の収支とは違ひますから、一刻も猶予ならぬといふものではないのですけれども、そこで私は考えますに、これはとんでもない矛盾だ。この矛盾をどう解決していくのか。これは理事長だけの力では及ばぬと思うのですけれども、政治的にも、このあらわれてきた矛盾といふものをどう解決するのか。保険審議会の連中もつと頭をさかちつと整理して、きちつとした体制をとらなければ——この問題が出てきておるのは、この年金だけではないと思うのです。この関係があれして出てくる問題は同様だと思う。これは、私に言わしめるならば、こういう積み立て方式そのものが、この制度が、年金としての計算上、あるいは制度上、インフレに対応性のない根本的なあやまちをおかしておると思うのです。話にならない制度が組み立てられておるのだ。インフレが

なければまだこういう問題は露呈しませんけれども、こういう経済動向を示す以上においては、この制度といふものは根本的に対応性のない制度である。抜本的に制度を改めなければ、小手先ではこれはどうにもならぬだろうと私は思うのです。

たとえば、政府の補助金を百分の十八を二十にしたとか、三億や五億の目くされ財源調整補助金等で追つてくものじゃ根本的にないと思うのです。何千億という差がすでに発生しちゃつたわけですからね。さらに、現況起きてきた状態は、これが今度は大幅に急激な速度で拡大していくわけですから、そんな三億や五億の目くされ財源調整補助金や、政府の補助率の二%アップぐらゐじゃどうにもならぬですよ。こんなことで推移していったら、積み立て金をゼロに食いつぶす年限が二年延びるか五年延びるかぐらゐの問題であつて、どうにもならぬ状態が起きたと思うのです。

繰り返しますが、こういう問題はやはりいまから——こういう年金の仕組みでありますから、手形の不渡りだとか、経済取引や経済事業の中で派生した大きな赤字とかで、もう直ちに切開手術をせなければどうにもならぬということではありません。だからといって何年もほつておける問題ではない。ここで基本的な方向を見出さなければ、このままで運用できるものではないと思うのです、いかがですか。

○土岐参考人 まことに重要な問題でございす。単に農林年金だけでは片づかない問題でございす。いまのお話しの点、一々まことにございす。その点がございす。インフレが増進した——さらには、ここ数年給付制度の内容をよくいたしておりますが、おそらく今後数年もそれは続くだろうと思ひます。そうしますと、それに対応するだけ掛け金を上げれば、そこに均衡がとれるわけでごさいますけれども、そうはいかないといふようなことで、お話しのような積み不足がだんだん出てくる。これがふえていくといふことになると思ひます。これはそのとおりでござい

ます。

それで、現在、各共済組合もおおむねそうですが、その中でも特に農林年金は、ばか正直に完全積み立て方式といつたてまえを堅持してまいつておるわけでありす。かといつて、私は、それを賦課方式に切りかえるといふことも、また後代負担との関係もありすから、これはなかなかそうはいかぬのではないと思ひますが、四十九年度予算編成の際に農林、大蔵両大臣の話合いにもありましたように、総合的に検討するといふことは、そういう財政方式に手を加えるといふことであるといふふうに私も考へておるものであります。したがらいますと、現在のような完全積み立て方式のたてまえどおりでなしに、どういふふう

に合理的に財政方式を変えていくかといふことが苦心の要るところだと思ひまして、四十九年度末で再計算をいたします際にあわせまして、その点の検討をいまから進めたいと考へております。

○美濃委員 いま、掛け金率の問題が起きました。そこで、私は、こう考へるのです。これはさつきも申し上げたように、インフレを起したものは、この制度で言へば、農協職員がインフレを起したものでないわけですから——その時期その時期には、低い労賃の中から、しかも千分の七十で保険料が数理計算されて、制度として発足しておるわけですから、そのインフレの被害を、すでに整理資源率として千分の二十六背負わされておるわけですね。組合員は、掛け金率からいけば、その半分の十三といふのは、インフレの責任を背負わされておるわけだ。これ以上背負わせられないのです。しかも、繰り返しますが、その時期その時期には、たとえばベースアップがあれば、率でかけられるわけですから、給与の上がつた率で負担をしていくわけでありす。その時点その時点でこの制度にのつた負担をしていくわけなんです。負担をして推移するが、インフレによつてまたそれが上がる。上がった部分を、積み立て方式ですから、整理資源不足、すなわち給付責任準備金不足といふのがもう年々発生して出て

くるわけですから、それまで負担せよといふことはすべきじゃないですね。現況における可能な自己負担をして、その上インフレによる整理資源不足をみな掛け金率にしようとなつたら、どうなるのですか。インフレを起した責任は農協職員ではないはずですね。そういうばかかなことは考へるべきじゃないです。掛け金率によつてこれを始末するなどといふことはとんでもないことです。その負担を求めたときは、老後の保障もさることながら現況の生活に大きく響いてきますから、老後の生活保障のために餓死する生活をしたんじやどうにもならぬでしょう。死んでしまつて、死亡脱退見舞い金をいささかもらう程度になつてしまふわけですね。そういう残酷なことが掛け金率の裏にあるわけですね。そうすると、掛け金率を引き上げるなどといふことは、もうすでに整理資源率千分の二十六をしようしているわけですね。組合員は折半したら、インフレ部分を一三%しよつておるわけですから、この上無限大に五、八千億となつてくるような状態を放置すべきではない。

それから、もう一つは、たとえば給付改定というものが行なわれるが、それがいわゆる給付保障の実質改善であれば、多少負担増が伴うということについても将来の期待が持てますけれども、そうじゃないわけ、給付改善そのものがインフレ率よりも、あるいは賃金のベースアップ率よりも低い条件で行なわれていく。ですから、給付の改悪だ。しかし、ものすごく経済事情と違つた改悪条件になるから、いささか改善しなければならぬという状況で進行しておるわけですね。ですから、給付の改善じゃなくて、インフレに対する補完措置、その補完措置がインフレの影響を一〇〇%行なわれておるものでもないわけですね。六〇%ぐらゐの率ですね。既裁定年金者で六〇%までいかにぬのじゃないですか。そういう価のある金を何十年も積み立てて、そして既裁定年金給付者には、このインフレによつて、約束した金の価値、効果率から見ればまことに残酷な給付が行なわれ

る。それらのしわ寄せ、あるいはインフレにより、ベースアップによって、積み不足が起る分はあけて掛け金率に持つていくなどということが行なわれたとしたら、これはもう現在の生活を破壊してしまふですね。現在の農協職員の生活を破壊する料金が設定されていくわけですね。これはとんでもない問題になっておると思うのです。ですから、これに対応する措置ですね。このままの制度では対応できない。対応できる制度にちゅうちやなく思い切つて変えるべきだ。これは仕組みそのものがインフレに対応できない仕組みの中で発足しておるとなると問題があるわけですね。ですから、この仕組に從事する方々は、農林年金の理事長さんともより、全部の衆知を集めてこの矛盾する制度を打開する方策をとらぬ限り、小手先でごまかそうとして推移したら、将来とんでもないことになると思うのです。思い切つてこの仕組みそのものを変えなければいけない。この制度の中のいじくりやないのですよ。現行制度の中で補助率を若干上げるとか、国庫負担を若干ふやすなどという小手先作業ではこの不満は解決できない。こういう対応できない矛盾点は思い切つて現制度を突き破っていく。新しい制度のもとに対応できる制度ができますからね。

たとえば、欧州諸国へ行つてみなさい。欧州諸国の年金制度はインフレに対応できる程度になっておられますから、ECも資本主義国家ですからインフレがあるわけですが、こんなばかげた矛盾は起きておりませんよ。あの社会保障の進んだ先進国が、矛盾のない制度を採用してきつちやつておるわけですね。あの制度にしなければこの問題は解決できないと私は思うのだ。現制度の仕組みを根本的にやめて、新たなものにつくりかえてしまわなければ解決できない。それはあるわけですから、新たに発見しなかつたって、まねすればできるんですから、そのぐらいのことをやらなきゃだめだと私は思うのです。どうですか。

○土岐参考人 給付制度の内容をよくしたり、そ

れからインフレが増進しますと、掛け金そのものの率は、財源率は非常に高くなるわけでありまふ。しかし、私は、それをそのまま現在の組合員にかぶせるといふふうなことはできないと思つております。過去におきまして、将来におきましても、掛け金はね返らないように、できるだけこれを押えていくような努力をしてまいりたいと思ひます。そのためには、先生のお話にございしますような財政方式の問題、これをまず第一に検討しなければならぬということが重要なことでございします。目くされ金と言われまふけれども、国庫によりまふ負担の問題、補助金の負担の問題、あるいは新しい都道府県補助の問題等、これやあれや集めまして、そういうふうな掛け金率の増高を来たさぬような努力をいたしたいと考えておりますので、その方面はあまりあつさりとしきとを投げられないで、よろしくお願いしたいと思ひます。

○美濃委員 最後に、御答弁は要りませんが、重ねて申し上げておきますが、私の申し上げたことも、制度の中では、農林年金は農林年金でございなければならぬというように真剣に考えてもらいたい。やはり、国民の世論あるいはこういう団体の世論として起こしていくところに制度は直るものであります。割れなべにとどまれば始末がつかないと申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○飯谷委員 諫山博君。

○諫山委員 春日参考人にお聞きします。

農林年金中央共闘会議の「今後の農林年金闘争のすめ方」という文書に次のようなことが書かれております。「四十九年度法改正と四十八年度一部法改正によつて生ずる不足財源については掛金の大幅引上げで対処しようとしていることが明らかになりました。」こういうことが懸念される根拠が何かあるのでしょうか。

○春日参考人 農林年金当局が言われる財源不足からして、とうてい年金運営がやつていけない、このことはただいま土岐理事長から説明がありま

したように、正直にばかがつくほどちゃんと給付に要する積み立てをしていきたいという基本理念の中から、昨年、農林年金組合会の中に財政審議会という委員会がつくられて、そのときに、年金当局は、掛け金の負担をどう考えていくかというような問題の提起のしかたで、言つてみれば、その思想的背景は、掛け金を引き上げざるを得ないという内容の提起のしかたがありましたので、そういう点で、私たちは、年金共闘会議としては、本来、政府に対する運動等々には、多少の要求の違いはありまして問題はありませんけれども、基本的には同じ立場であるという中で、内部の中であつたわけでありまふけれども、基本的にはインフレから生ずる財源不足なり、あるいは賃上げなり、あるいは整理資源費の増高による負担を現役の人たちにかけるということはいけないという立場で、政府当局並びにきようおいでになります土岐理事長も、日時ははつきり記憶しておりまふけれども、昨年の年末ぎりぎりごろやうやく、皆さんの掛け金負担は増高しないという事で政府に運動をしていきたいということと発言をなさ

れ、同時に、農林、大蔵当局におきましても、これは掛け金は上げないということとございしますので、さつきも土岐理事長から説明がありましたように、四十九年度決算、来年の春でございします。ここで再度掛け金問題がクローズアップするということと、私たちは、いままでの経過から見ると、そういう危険性が多分にあるということとでそう申し上げておる次第でございします。

○諫山委員 土岐参考人にお聞きします。

いま農林年金中央共闘会議の側から、掛け金引き上げについての考え方が説明されました。農林年金適用労働者の賃金が非常に低いということがずっと問題になっているわけですね。ところが、掛け金がさらに引き上げられるということになれば、これはもうたいへんです。

そこで、共闘会議の側からはいまのような意見の表明がありました。理事長としてはこの点ど

ういうふうに取り組んでいかれるつもりなのか、どういう対策を講ずれば当分引き上げなくて済むということになるのか、見解をお聞きしたいと思ひます。

○土岐参考人 先ほど春日参考人から話がありましたが、農林年金内部の財政審議会で、大幅引き上げをするというふうなことで提案したことはないのでございします。ただ、先ほど美濃委員のお話の中にありましたように、現状計算をしてみるとこれだけ足りないんだという資料として出したのでございします。これが大きく反響を呼んだかと思ひますけれども、いまも申されましたように、農林年金の対象団体にとりまふ職員給与は非常に低いのであります。これをさらに掛け金を大幅に引き上げるといふことになりまふと、一そう生活に困難を来たすということになりますので、できるだけこれを押えていくというふうな努力をいたしてまいりたい。これには、先ほど美濃委員の御質問に申し上げましたように、財政方式の合理的な内容を現在にとらわれないで検討するということと同時に、各種補助金の増額、それから現在の積み立て金によりまふ運用益の投入等あらゆる努力をいたしまして、掛け金の増高を極力押えるようにいたしたいと考えております。

○諫山委員 さつきの御説明で、農林大臣と大蔵大臣の間に合意が成立したやうなお話でしたが、何の問題について、どういふ合意があつたのでしょうか。

○土岐参考人 これは年末の四十九年度予算編成の際の農林、大蔵両大臣の折衝のあとで記者会見がございまして、その発表の内容でございまして、多少私は私なりの受け取り方で申し上げておりますから、そのとおりの内容ではありませんが、総合的に検討をする――当面は掛け金は引き上げないが、次期再計算期において総合的に検討するといふような内容でございします。

○諫山委員 総合的に検討するといふのはなかなか幅の広い表現ですが、たとえば農林年金に対する政府の補助金をふやすべきだといふことは、農

林省も予算要求の段階で主張しているようだし、また、当然の要求だと私は考えております。この点について大蔵省はことは認めなかったようですが、どういふ見解をとっているとお考えですか。

○土岐参考人 私はその折衝の場におりませんので、大蔵省の見解はよくわかりませんが、総合的に検討することばの前段は、掛け金の増高をできるだけ来たさないようにするために総合的に検討することばです。補助金の増額を含まない、あるいは財政方式のほうも含んだ幅広い検討であるというふうに考えております。

○諫山委員 掛け金の増額をしてはならないという点では私と理事長も意見は一致すると思いますが、やはり、そのためには財政的な措置を講ずるということが必要なので、ぜひその面で努力をいただきたいと思っております。

そこで、春日参考人にもう一ぺんお聞きしますが、農協で労働基準法がなかなか守られない。この実態は農林省も労働省も認めておられます。ただ、なぜ守られないかという点、農協の業務の特殊性があるからだという認識が農林省の中に非常に強いように思うのです。あなたたちから見て、農協業務の特殊性によって労働基準法違反というものは避けられないものか、それとも、なくしようと思えばなくされるはずのものか、どうなんですか。

○春日参考人 結論から申し上げますと、なくされるものだというふうに確信を持っております。なぜならば、農協と同じく、そういう地域の中にあります市町村役場も、地域住民とかかわり合っている状況にありまして、あるいは郵便局にしても同じでございまして、そういう点で、農協だけが特殊性があつてではないかというところは理由にはならないと考えておりますが、一言つけ加えて申し上げますならば、一つは、私たち農協のつくられておりますところの労働組合の弱さにも原因があるでありまして、労働組合がないところは格別にひどい状態にありますし、

もう一つは、農協経営者もおおむね三年が一期になつておりますので、ある程度労働基準法も理解をしたところでまた選挙交代というふうなことで、全然法律のわからないような人が交代をしてくるので、これは絶えず監督機関が手をゆるめることなくやつてもらわれないと、一定期間だけやればいいというものではない、かように考えております。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

○諫山委員 農協の特殊な仕事のひとつとして、金融とか共済、購買の推進活動というものがあつて、私はきのうの質問でも指摘したのですが、ある農協で、推進活動があるから農協をやめたいという回答をした人が非常に多かった。これを見て驚いたわけですが、これについて労働者はどういうやり方をしてもいいという希望を持っているのでしょうか。

○春日参考人 基本的には日常の業務外のそういう推進はやめてもらいたいということ、一語に尽きると思いますが、しかし、いろいろなことでもやらざるを得ない場合には、労働基準法に基づいて時間外の割増賃金をきつと払うというところが原則だと思つて、ただ、逐次改善はされつつありますけれども、まだまだノルマをかけた——たとえば共済の手数料を、本人に、契約をとつてきた出来高によって、報奨金のような形で与えられておる。ところが、私も単位農協におりましたときに、営業指導員でございまして、営業指導員などの場合は、とりわけ農家と日ごろ仕事を通じて——しかも、農家の方に喜ばれるような仕事をしておるので、そういうときには案外出来高が上がるわけですが、直接そういうところに関係のない職員あるいは初めて入つたような職員は、ノルマをかけられても、なかなかノルマが達成できない、そこで、報奨金もつかない、こういうことでは大きく問題がある、かように考えております。

○諫山委員 きょうの私は農協労働者の権利を守るという観点で質問をしましたが、この問題で、農

林省に要望することがあつたらお聞きしたいと思つております。

○春日参考人 農林省といいますが、特に私は労働省にお願いをしたいと思つておりますが、ずいぶんあちこちの県で、労働組合がみずから職場点検をして、労働基準局ないしは監督署で交渉をいたしますと、最近、農協の労働組合は監督署に基準局へ通う率がなかなか多くなつたけれども、実は、労働基準監督官が無尽蔵にいるわけではないので、監督官それ自身が、いま、国の労働省の予算のワケの中で皆さんの要望にこたえようとするならば、われわれも時間外勤務で、場合によればわれわれ自身が残業手当がつかないというような実態があるので、ひとつ皆さんからもっと監督官をふやすような運動も起こしてもらいたいということも監督官から言われておるわけでありまして、そういう点で、特に労働省にはその点をお願いしたいし、農林省につきましても、農林漁業団体の監督行政機関として、絶えず手をゆるめることなく行政指導をお願いをしたい。

実は、昭和四十二年、当時も倉石さんが農林大臣のときだったかと思いますが、各都道府県知事を通じて、地方事務所まで、単位農協で労働基準法の摘発をされたことがあるかどうかという調査がされましたときに、たまたま私は長野県でございまして、言うならば農林漁業団体の団体係としております役人が、私に、「こういう調査がありましてけれども、この調査をまともに報告をするとは農協経営者に傷をつけたもいけないうので、私の管内ではありませぬという報告を県知事に提出をした」ということを私にまじめに言ってくれたわけでありまして、そういう点で、当時農林省へあげられた調査も、必ずしも十分な適切な調査であつたかどうか、私の行政区域ではそういう事態もありませんでしたので、疑いを持っておるというのが事実でございます。

○諫山委員 労働基準法違反をなくするということとは非常に重要だと思つております。この仕事は使用者

の責任でもあるし、監督官庁の責任でもあるし、また、私のように共産党の議員の責任でもあると思つております。しかし、同時に、労働者自身がこの問題を解決していくという立場が何となく中心になると思つておりますから、ぜひ努力していただくことを希望します。

最後に、きのう農林省の答弁で、農林年金適用労働者の賃金とそれ以外の労働者の賃金の格差は、比率としては少なくなつたといふ指摘があつたのですが、さっきのあなたの御説明では、金額の開きはむしろ大きくなつてゐるのではないかとどういふふうに受け取られたのですが、実情はどうでしょうか。

○春日参考人 中央春闘共同委員会では、各産業別に、現在、妥結をした労働組合の賃上げの額と率をそれぞれ算出をされておりますけれども、これは全産業にわたつており、たいへんたくさんございまして、省略をいたしますけれども、私たち農協の、とりわけ県の連合会で働いております人たちの平均で、妥結をしたところだけであります。額で見てもみると、単純平均で二万二千二百四十四円、なお、率に直して三・三％、それから加重平均にしまして二万二千五百九十八円、率に直して同じく三・三％。なお、他産業と比較をした場合に、全体的に見て、率でも落ちておりますし、加えて、額ではなおさら格差が開いておる、これが実態でございます。

したがって、きのうの農林経済局長の答弁は、何の理由と根拠をもつて答弁をされたのか、私たちの調査の範囲ではたいへん遺憾な答弁をされておるというふうに理解をしております。

○諫山委員 午後私は農林大臣に質問をする機会がありますから、この点をぜひ農林省にあなたの立場として説明をして、改善に努力したいと思つております。

質問を終わります。

○山崎（平）委員長代理 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、土岐参考人、春日

参考人より貴重な御意見を開陳していただきまして、厚く感謝を申し上げます。

昨日、本法に対する質疑を私も約二時間近くいたしたわけでございます。その質問の過程でいろいろ明らかになってきたわけでございますが、本法は、一口に言え、最高に高い掛け金で最低に低い給付ということで、われわれも、例年のこととはいいながら、農林年金の改正にあたっては重大な関心を持ち、このままではけしからぬというところで、将来早急に改正をせねばならぬ敷点を昨日は指摘したところでございます。

そこで、昨日のいろいろの質問を踏まえまして、まず、せっかく両参考人おいでいただきましたので、お伺いしますけれども、本法の提案にあたって、農林年金中央共済組合としまして、また、農林漁業団体職員共済組合も、理事長をはじめ政府にいろいろと折衝されてきたと思うのですが、その経過の上でいろいろの問題点があったわけでしょうけれども、今後さらに交渉していく過程において、どういうところに大きなネックがあったのか、どういうところがたいへん交渉の過程で問題になったのか、かいつまんで簡潔に経過と問題点をまず参考までに述べていただきたい、かように思うのです。

○土岐参考人 直接大蔵との折衝に当たっておりますので、正確に申し上げるというわけにはいきませんが、農林年金といたしますと、農林省といろいろ協議をするということになっております。その協議の中で、一番大きな問題は補助金の問題でございます。農林年金の定率補助の額が現在の百分の十八でございます。これは一昨年、先生方の御努力を賜りまして、百分の十六を百分の十八に引き上げてもらったわけでありまして、そのことから補助率を厚生年金並みに引き上げてもらいたい。厚生年金並みといえますと百分の二十でございますが、そういう補助金の定率補助の問題と、それから財源調整費といたしまして、現在百分の一・七七をいただいておりますのであります。これを百分の三にしたいというふうに思っています。

と、これは農林年金に所属いたします団体なり組合員の現状におきまます経営並びに給与等の関係の問題から、地方公務員並みに均衡をとるために百分の三にしたいというふうなことを折衝いたしてまいったのであります。農林省としてはそのとおりで折衝に当たられたのでございまして、けれども、なかなかその点が見えなかったという点がまず第一点でございます。

それから、第二点といたしましては、先ほど春日参考人からはちよつと触れられましたが、国家公務員あたりでは、現在の共済組合が恩給部分を引き継いでいる共済組合に入っておりますわけでありまして、そういう恩給部分等、これを初期債務と言います。そういうものが負担をしておりますのは全額事業主である国が負担をしております。これは農林年金では、それと比べて同じではございませんけれども、厚生年金から分かれて昭和三十四年に設立されたわけでありまして、厚生年金から分かれたわけでありまして、その厚生年金部分の初期債務をそのまま引き継いでまいっております。それをそのまま折半で組合員と団体とが負担をいたしております。この初期債務部分について、その半額を国で補助してまいりたいという内容で折衝してまいったのであります。これも農林、大蔵でいろいろ折衝されてまいりまして、実現を見なかつたのであります。そういう点があるのでございます。

いま申しました二点は、昨年暮れの四十九年度政府予算決定の際のいきさつでございますが、さらに、その予算の数字とは関係ございませんが、私学共済並みに都道府県の補助を可能ならしめるような条文を、私学共済組合法にあるように入れてもらいたいというのが第三点として大きな問題になっておるわけでありまして、これは、この法制化の段階で、先ほど申し上げましたように、農林省当局は一生懸命関係省庁を回らしまして協議されたのであります。ただ、だんだん上に行くに従って、状況になっておるのでございます。

○瀬野委員 土岐参考人、そこで私学共済ですけれども、都道府県が補助できるように法制化せよ、これが法制化できなかったことは残念である、遺憾であるという意を表明されましたが、私も昨日この問題に触れていろいろ質疑をしたわけですが、土岐参考人は、昭和四十九年度からおいおい準備に入っておる、私学共済並みにせよということである準備をしておるということの意見の開陳がございましたが、どういう準備をしてこれに臨んでおられるのですか、その見通しとお考えを述べていただきたいと思うのです。

○土岐参考人 この私学共済法と同じように都道府県補助をもちたいというところは、いろいろ予算の関連もございまして、法律を直しますと将来の予算の関係もございまして、おそろく、地方交付金というものが県へ行きまして、それから県でそれを組み込んで、その県下の農林年金対象団体に対して補助金が出るということになると思っております。そういうようにいければ金に結びつく問題でございまして、この問題はいろいろ準備をすると言いましても、粘り強く熱心に根気よくやるという以外には準備のしようがございませんので、要望し得るところには十分理解を求めるような努力を重ねていく、こういう一点に尽きるのではなからうかと思うわけでございます。

○瀬野委員 次に、春日参考人に伺いますが、先ほどの意見開陳の中で、若い青年が自殺をしているというお話がありましたが、私も、北海道をはじめ静岡におきても、あるいはまた九州においても自殺者が相次いでおることはよく承知しております。生産地帯の農民からいいますと各種の強い要請が出ておることも承知しておりますが、農業労働者の実態というものがたいへんであるというところをいろいろ述べられました。われわれもわれわれなりに承知しておりますけれども、その内容について、簡潔でかつこうです。もう少しこの機会に述べていただきたいと思っております。

○春日参考人 最近の農協は——これは農協に限らないと思うのですが、漁業協同組合においても、しかりだと思ふのですけれども、経営の基盤となる農民の農業なり、あるいは漁業の場合は近海地帯が公害等で荒らされておりますから、漁民や、農民それ自体の農業がだんだんたいへんになってきておつて、農業が、あるいは漁業が破綻されれば、その基盤の上に立つ農協の経営が逆に豊かになるというところは当然あり得ないわけでありまして、しかし、一見、農民あるいは漁民の表向きの現象面だけ見れば、カラーテレビも入つておるとか、あるいは電気洗たく機も入つておるとか、車も入つておるじゃないかと、そういうことは言えると思ひますけれども、一歩内容に入つてみれば、これはもう先生方も御案内だと思ひますけれども、出かせぎ農民なり、あるいは家から通つておる人にして、安定した職場じゃなくて、絶えず不安定な職場で働き、そして、そのために奥さんまで農閑期には働きに出るというふうなことから、いま教育問題もだいたいブローズアップしておられますけれども、問題はやはり、勢い家庭の中における家庭教育というふうなものないがしろにされるか、あるいは出かせぎのために家庭的な悲劇を起こすとか、あるいはだんなさんの給料が出先でもらえなかつたとか、いろいろなことがあつたわけでありまして、そのことはともあれ、農業なり漁業だけでなく、そういう農外収入にたよつた農家経営の上に成り立つ農協ですから、最近の農協経営は、生産共同体の性格から勢い生活協同組合的な性格が強くなる。しかも、一方、合併等によりまして、農協役員と農協組合員の親近感が失われていく。こういうふうなことから、勢い、では農協職員の賃金も上げようということになれば、これはノルマをかけて強制的に農民に共済加入なり貯金の吸収を——貯金の原資も、農業生産の高まりの貯金じゃなくて、出かせぎの金なり、あるいは農外収入にたよつたこういうもので、貯金を農協が吸収していき、こういうことで、年度は明確にいつからとは言えませんが、大体昭和三十六年を境にして、農協の運営のあり方、あるいはそこに働く労働者の労働条件なり、そういう

うものがおのずから大きく変わってきているというふうに見えると思います。

○瀬野委員 土岐参考人にお尋ねしますけれども、先ほど春日参考人から、農林年金の掛け金の負担割合の問題で、労使折半負担である、これを三、七に変えろ、経営者の姿勢を変えていただきたい、単協ではすでに四、六に変わっているところもある、ぜひともこういったことをお願いしたいという話がありました、法律が計画されておるといふことでございましたが、土岐参考人は、この点についての見解はどうでございますか。

○土岐参考人 組合員の方々のその気持ちはよくわかるわけでございますが、これは単に農林年金のみならず、各種社会保険全部が折半という原則でできております。したがって、共済組合はどことも折半ということになっております。農林年金だけがこの割合を変えようというのではなかなか困難であろうと考えております。ただ、私は、七、三に変えようという前に、先ほど申し上げましたが、初期債務の部分について、国家公務員共済組合では、事業主である国が全額負担いたしておるわけでありますから、この点について、これを事業主が負担できないものであろうかどうかというようなことで、四十八年の財政審議会におきまして、この七、三の割合の問題から、いまの初期債務の事業主負担の問題につきましていろいろ意見を求めたのであります。七、三の割合の問題につきましては、団体側といたしましては、これは全面的に反対というふうなことでございまして、初期債務の事業主負担についてはある程度理解を深めたものであるというふうには考えております。そうしますと、実質的に比率が多少変わってくるというところに相なるわけでございます。数字的に七、三にするということよりも、そのほうについてだんだんと団体側の理解を深めまして実現にもっていくようにしたい、こういうふうな考えでおります。

○瀬野委員 時間がもう迫ってきましたので、最後にもう一点お伺いしておきます。

土岐参考人にお尋ねしますけれども、農林年金の組合員の給与が一番低い、そのためになかなか人材が確保できないという問題があるわけですか。これはもう例年指摘してきておるところです。他共済制度との年金の支給額の格差もあるというふうなこともいろいろ問題になるわけでございますが、こういった意味から、組合員の待遇改善ということについては理事長としてはどういうふうな考えでいらっしゃるか、また、どうすれば待遇改善ができると思うか、そういったことをかねがねいろいろ土岐参考人もお考えであろうと思うが、この機会に最後に御意見を承っておきたいと思っております。

○土岐参考人 農林年金の理事長といたしますと、その農業団体の経営の責任、あるいは指導する立場にございませんで、実態を申し上げる以外にはないわけでございます。確かに、実態は、農林年金の統計によりますと、四十七年度末ですと、四十八年三月現在の数字では、農林年金の対象団体にとめます組合員の平均給与は五万九千幾らということに相なっております。それから、厚生年金の関係はちよつと数字を忘れましたけれども、七万ちよつととしておると思ひます。そのうち地方公務員の関係が一番高いのですが、これも七万をかなりこしておるといふ数字になっております。

そういうようなことで、かなり低い実態にあるのでございまして。したがって、その実態を見ますと、農林年金対象団体の組合員の給与がかなり引き上げられることを私は要望したいと思ひております。ただ、どうすれば引き上げられるかという点については、何ともしよとお答えの申し上げ方がありませんので、ごかんべんを願ひたいと思ひます。

○瀬野委員 いまいろいろ理事長からお話を承りましたが、なぜ私がこれを聞いたかといふこと、もとともといわゆる農業団体の職員の給与が低いといふこと、これが一つの大きな問題でもあります。そういったことに対してあなたはどのくら

い関心を持っているか。共済年金として関係ないわけではないんですから、今後の農業の発展をはかるために――農業はいまいへんな窮地に追い込まれておる。この曲がりかどに際して、第一線で働く職員の給与にもあなたもいろいろと重大な関心を持ち、今後の農林年金のより発展をはかってもらいたい。そして、昨日も私は指摘したわけですが、財政健全化の道、これが一番問題であります。そのために、他制度の職員の給与の額くらいはちゃんと知っておいてもらって、そして、こうだからこうだと言わなければ、なかなか政府も乗ってこないし、強力な交渉もできないし、全組合員を代表する理事長としてもっと強力に折衝しなければいかぬ。そういったところが抜けておるといふか意慢というか、力が足らぬ、かように私は思うがゆえに、あなたにあえてこれを聞いたわけですか。それくらいのことではもうわれわれでも数字はわかつておる。そういった意味で、けさほどの開陳を聞いていても、何となく迫力に欠けるというか、熱意というか、力が足りないような感じがしてならぬから私は指摘をしたわけですか。

どうしても財政健全化をはかるというならば、国庫補助の増額、あるいは掛け金の増額、あるいは経営努力によってやるという、この三つしかないけれども、経営努力もすでに困難な問題が山積しておるし、先ほど意見を開陳されたように、農林年金の千五百の団体があつて、しかも、財源はいへんなところから来ているというところも指摘しておるところでありますし、掛け金の増額にしても限界があることはわかつておることですから、そうならば、先ほどいろいろと論議されましたように、根本的な基本的な問題もあるけれども、国庫補助の増額、これ以外にないわけですか。こういったことに対して、他年金との関係、また、職員の平均給与の問題等あらゆるものを踏まえた上で、もっと迫力ある折衝を今後やって、農林年金の前進のために力を尽くしてもらわなければならぬ。どうも努力が足りない、熱意がないというふうな感じがしたので、あえて最後に私は指摘して

おくわけでありまして。今後の農林年金の発展を祈って、両参考人からの貴重な御意見をありがたく拝聴し、私の質問を終わることにいたします。

○山崎(平)委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人には、長時間にわたり貴重な御意見を御述べいただきまして、まことにありがとうございました。

この際、午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十七分開議

○坂谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案について質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。稲富稔人君。

○稲富委員 本法第一条の二に「この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」ということをはつきりうたつてあります。もちろん、今回の法改正はこういう点を十分勘案しての法改正だと思つてございまして、今後の改正に対する参考にもなりますので、その「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」という点をどの程度に政府は認識をされておるか、承りたいと思つてございまして。

○岡安政府委員 「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動」というのは何を指標にして考えるかといふことはなかなかむずかしい問題だと思つております。

そこで、従来この法律の運用としてどういふ措置がとられたかといふ点についてお答えをいたしたいと思ひますけれども、従来の既裁定年金の改

正

定等は、国家公務員の給与につきまして人事院の勧告があり、ベースアップがなされるというような指標をとらえて、おおよそその指標どおりに既裁定年金の変更をいたしているわけでございます。ただ、かつてにおきましては、国家公務員のベースアップのうち物価変動部分はまるまる見ますけれども、それ以上の部分につきましては、生活給にかかる部分ということで、差額の六割分だけを加算をいたしまして改定をいたしております。ただ、ここ数年におきましては、国家公務員のベースアップをまるまる既裁定年金にはね返らせるというような措置をとっているわけでございます。

○稲富委員 それで、特にここで法改正に対して頭に入れてやらなければいけないことは、農林年金の場合、厚生年金より厚い給付を行なうことにより、農林漁業団体に優秀な人材を確保する目的で、厚生年金から分離独立したものであるという点を十分勘案して処置をとらなければいけないと思うのでございます。

それで、この改正はどの点が厚生年金より有利に給付されているという考え方を持っておられるか、この説明を承りたいと同時に、さらに、他の地方公務員共済、公共企業体共済、国家公務員共済、私学共済等との比較をどういうふうに見ておられるか、退職年金、障害年金、遺族年金等に対して、この点の実情を承りたいと思うのでございます。

○岡安政府委員 まず、農林年金制度と厚生年金制度との比較について申し上げます。

まず、給付金の算定の基礎となり平均標準給与の算定期間につきまして、農林年金は、今回の改正によりまして、退職前一年間の平均というところになるわけでございますけれども、先生御承知のとおり、厚生年金につきましては全期間平均、大体これは三十二年以降の平均になりますけれども、そういうふうなことになるわけであります。これは、最近の給与の動向等を考えますれば、農林年金のほうがはるかに有利になっているという

ふうに言えると思います。それから、給付開始年齢につきましては、農林年金は五十五歳以降、厚生年金は六十歳以降というところになっております。

それから、退職一時金の支給期間要件でございますが、これは、厚生年金につきましては脱退手当金ということになります。農林年金は一年以上でございますし、厚生年金は五年以上というふうなことで、全体といたしまして、厚生年金よりも制度として非常に有利であるというふうに私どもは思っております。

また、実態から見ましても、今回、低額年金に對します優遇措置といいますが、新しい方式を導入いたしました結果、厚生年金の給付水準より下回る給付金を受ける者がほとんどなくなる。もちろん、形式的には九割ぐらいの方々が下回りまされども、これも支給開始以降の余命年数期間全給付金の額を考えると、厚生年金よりも有利であるというふうに考えております。

それから、他の共済制度でございますが、これは農林年金とおおむね同じような制度になっておると考えております。

○稲富委員 確かに、厚生年金との比較によりますと非常に有利になっているというところは私たちも認めるのでございますが、他の年金との比較では、われわれも、いささか有利だとは見受けるわけにいかないのをごさいます。

それで、今回の法律の改正は社会保障制度審議会の答申に基づいて行なわれたものであるとわれわれも解釈をしているのでございますが、今回の改正法案に對しまして、共済年金としての独自の改善がなされるという趣旨の前の答申を行なっておりますが、そのとおりであるかどうか、この点を承りたいと思うと同時に、その改正項中特に独自の改善として評価をされているという点は何点であるか、承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 共済組合制度独自の改善としておまな点を申し上げますと、一つは、給付の計算の基礎となります平均標準給与の算定期間を退職

時前三年を一年にしたこと、これが第一点でございます。それから、低額年金受給者に對しまして、通算年金方式に準ずる方式を導入いたしました。これは、いづれか高いほうというふうな給付の改善をはかったということが第二点でございます。それから、扶養加算につきまして新しく制度を設けたということ、これがおもな独自の改正点だと思っております。

○稲富委員 社会保障制度審議会は、これまで、年金制度の中において、共済組合制度自体が持っている問題点については、その抜本的改正の必要を繰り返して繰り返して今日まで述べてきております。しかるに、今回の改正においてもなおこれに對する積極的な姿勢が見られないというところは遺憾であるということも表明いたしております。

「被用者年金における給付水準のバランス、国庫負担の問題その他国際比較等を考慮し、すみやかにその解決を図るよう強く要望する」と、こういうことを言っておるのでございます。もちろん、このことは、農林年金の改正に對するものばかりじゃなく、共済年金の中核である国家公務員共済、地方公務員共済の動向等からそういうようなことを申しておると思うのでございますが、これに對してはやはり遺憾の意を表されておりますので、この年金制度に對しまして特別な計画というものを進めなければいけないだろうと思うのでございますが、これに對してはどういうふうな見通しというのか、将来の計画を持たれておるか、承りたいと思うのでございます。

○岡安政府委員 確かに、共済組合制度一般につきまして、社会保障制度審議会から抜本的改正の必要ということが言われております。そこで、各共済制度担当省庁が集まりまして非常に協議を重ねてきたわけでございます。こまかい点につきましては意見の一致を見、それぞれ改善がなされた点もございまして、基本的な部分につきましては、それぞれの共済組合制度独自の仕組み等もございまして、共通の問題として処理するために非常に困難があったということから現在まで結論

が出ていないわけでございます。ただ、基本的な問題の一つといたしまして、自動スライド制の導入等につきましては、今回関係省庁の連絡会議の中間答申を受けまして、社会保障制度審議会がでるだけ早く結論を出すというふうな体制にもなっております。私どもも、ほかの関係省庁と協議いたしまして、早い機会に根本的な手入をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○稲富委員 ただいまの答申の中にも触れられたのでございますが、このたびの改正の主要な事項として、給付の基礎となる平均標準給与を退職前一年の基準給与の平均とするということと、並びに、低額年金の改善策として、通算退職年金の額の算定方式に準ずる新たな算定方式が導入されております。これは何ゆえに新法年金のみ適用されるのか。全年金者に適用する必要があるのではないのか。こういう点に對するものと公平な処置をとるべきであると思うのでございますが、これに對してはどういうふうな解釈をしておられるのか、承りたい。

○岡安政府委員 まず、平均標準給与の算定にあたりまして、三年を一年にしたことを旧法に及ぼさないのかという御質問でございますが、旧法につきましては、すでに退職時前五年間の給与の平均もしくは退職時前全期間の給与の平均のいずれか高いほうをとりまして、それに一・二倍をいたしたものを給付の算定の基礎となる平均標準給与にいたしております。一・二をかけるというふうによりまして、ほぼ最終給与に近いものというふうになっておりますので、これは旧法はそれなりに措置をされているものというふうにまず考えております。

次に、低額年金の改善措置でございますけれども、これは確かに旧法だけでございます。このような扱いにつきましては、旧法においてまず試みている。特に、旧法は、厚生年金を一応の見合いとして、といいますか、その水準を見まして、それより水準が下らないというように配慮をいた

しておりますので、そういうことからこの低額年金の改善の措置を新法に導入したわけでございます。旧法は、現在でございますのは絶対保障額と言われます下さの制度、これらの拡充によって措置するということを私どもは考えておるわけでございます。

○稲富委員 将来は、この問題に対しては、まづ平でなくすべての年金者に適用するという、不公平でないような取り扱いをするように前進すべきである、かようにわれわれは考えるので、これに対しては、やはり将来のこととして念頭に置いていただきたい、かように特に申し添えておきたいと思っております。

さらに、通算退職年金について、今回、ある程度までは財源がなくても支給できるということになってはいるわけでございますが、それでも厚生年金被保険者における額より不利となるということがまだ残されておるのであります。もちろん掛け金を払っている農林年金のほうが低額であるというところは、先刻も述べましたように、非常に問題ではないかと思っておりますが、この点をどういうふうになさるつもりなのか、承りたいと思っております。

○岡安政府委員 いまの御質問の、通算退職年金におきまして御質問のとおり、これは今回、御指摘のとおり、八割に満たないときはこれを八割とするというふうな措置をいたしております。それは厚生年金がそういうことをしていないのにかしいではないかという御質問だと思っております。厚生年金につきましても、これも先生御承知と思っております。退職一時金という制度がございます。厚生年金としましては、通算退職年金の対象となるような場合におきまして留保分は、別途掛け金率に算入いたしまして徴収をしております。そういうような制度の仕組みが違っております。割りとその関係から、厚生年金におきましては割りとその制度がないわけでございます。これは、もし今後割り落としの制度をなくすというところになりますと、整理資源といえますか、それがそれだけふえることになるわけで、現在この共済組合制度は共通のこととして措置をいたしておりますが、整理資源の問題ともあわせて、将来検討はいたしたいというように考えております。

○稲富委員 ついででございますが、この機会にお尋ねしたいと思っております。すでに局長も御存じのように、しばしばわれわれが議論もした問題であります。通算退職年金制度の遺族年金の創設をやるべきであるという問題があったのでございますが、これに對しましては、今後どういうような考え方をもちて臨まれるか、承りたいと思っております。

○岡安政府委員 通算退職年金に遺族年金の制度を導入したらどうかということでございますが、これは、私どもも、いわゆる基本的な問題の一つとして検討をしなければならぬと思っております。厚生省を中心に関係省庁集まりまして検討いたしている事務でございます。昨年厚生大臣がやはり国会におきまして質問に答えたのでございますけれども、できるだけ早い機会に結論を出したいというふうにお答えになっておりますので、私どもも、厚生省と相談をいたしまして早く決着をつけたい問題であるというふうに考えておる次第でございます。

○稲富委員 この問題につきましては、もうすでに局長も御承知のとおり、しばしば議論されておる問題でございますので、われわれは、この際、法の改正をすると同時に、こういう問題に對して取り組んでもらいたいという期待をしておたのでございますけれども、この問題については、將來早急に何とか対策を講ずるような方法をとっていただきたいということを特に私はこの際強く希望申し上げておきたいと思っております。

さらに、今回、遺族年金についてだけは扶養加給制度が新設されておりますが、他の年金、すなわち退職年金、障害年金等についても扶養加給制度を設けることが当然ではないかと考えるわけで

ございますが、これに對してはどういうような考え方を持っておられるか、承りたいと思っております。

○岡安政府委員 厚生年金におきまして老年年金は、農林年金におきまして退職年金相当の年金でございます。農林年金に、社会保険という見地に立ちましても、比例報酬部分により報酬の程度を反映されるほか、定額部分により所得の再配分を行なうというところが一つと、それから、加給年金額によりまして扶養手当の要素を加味して算定をするというたてまえになってはいるわけでございます。ところが、農林年金のほうは、ほかの共済組合制度と同じように、長く勤務いたしますと、それだけ額が多い年金が受けられるというふうな長期勤続奨励の性格が強いわけでございまして、原則として、報酬比例に基づきまして年金を算定するということになってはいるわけでございます。

したがって、今回特に遺族年金についてだけ扶養加算を行なうというふうにいたしましたのは、子供の遺族の方、またはきょうだいのある遺児等につきましても特に手厚い保護が必要であるというふうな考えで新たに措置したものでございまして、このような制度をほかの年金にまで広げるといふことにつきましては、相当基本的な問題も含んでおります。また、他の共済組合制度とのバランスも考える必要がありまして、これも非常にむずかしい問題ではございますが、検討をさせていただきますというふうに考えております。

○稲富委員 さらに、今度は、税金の問題をお尋ねしたいと思っております。所得税法第二十九条第一項の規定によりますと、農林漁業団体職員共済組合法による年金は給与所得とみなされて、課税の対象となっております。年金については給与所得の対象から除外して非課税にすることが当然だと思っておりますが、これに對しては農林省とどういふような考え方を持っておられるか、承りたいと思っております。

○岡安政府委員 確かに、年金の収入は所得税の

課税対象というところになっておりますけれども、すでに、四十八年度の税制によりまして、大体年間百四十五万円程度までは非課税になっております。さらに、四十九年度の税制改正によれば、百六十七万円程度までは非課税ということでございます。農林年金の受給者はおおむねこの範囲に入るのではあるまいかと考えております。もちろん、他に相当大きな収入があれば別でございますけれども、大体非課税の取り扱いを受け得るのではあるまいかというふうに考えているわけでございます。

○稲富委員 最後に一つ、農林年金制度の財政状況について承りたいと思っております。

今回の社会保障制度審議会の答申においても、特に、農林年金制度については財政基盤の強化をはかるべきであるという趣旨を強調しておられます。毎年の制度改正や若しいペースアップ等によって相当の不足財源が出ていいると思っておりますが、この実情に對する処置をどういふふうになされておるか、承りたいと思っております。

○岡安政府委員 農林年金にとつて最大の問題は、従来の経過の積み重ねの結果でございますけれども、不足責任準備金が昭和四十七年度末で約三千六百億円、四十八年度でもおそらく約五千億円程度になるのではあるまいかというふうに思っております。このような財政に對してどう対処するかというところが最大の問題でございます。私としては、昭和四十九年度末を基礎といたしまして農林年金の財源率の再計算をいたしたいというふうに考えておりますので、その結果によりまして総合的な対策を講じたい。もちろん、なかなか容易なことではございませんけれども、私もいろいろといたしましては、あらゆる手段を講じて適切な対策を講ずるべく努力をいたすつもりでございます。

○稲富委員 今後の調査の結果によつて対処されるということですが、御承知のとおり、農林年金の組合員の掛け金率というものは最高の部類に属しておると言われておりますけれども、こ

の不足財源を家計に取り組ませるといふようなことになると非常に困難であると思ひますので、この点に対しては、その組合員に負担のからないうような方法で十分対応すべきであると思ひわけでございますが、これに対して何か腹案があるなら承りたいと思ひます。

こういうことに伴ひまして、今後のこの運営に對して私たちが考えることは、御承知のような私学共済のごとく、都道府県にこれが負担をさせるべきことが必要ではないかということも考えるわけでございますが、これもなかなか問題があると思ひます。そうなりますと、おのずから当然国がその財源措置をやるべきであるということもわれわれは強く考えるわけでございますが、これに對してはどういうような考え方を政府は持つておるか、承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 確かに、財源率の再計算をいたしますと、従来方式であるならば相当な掛け金率の増大になると思ひますし、したがって、組合員の負担も増高せざるを得ないというふうに思ひます。ただ、御指摘のとおり、現在の農林年金の掛け金率の組合員負担部分は相当多額になっておりますので、できることならば、私どももこれ以上組合員の負担を増高させない措置を講じたいと思ひます。しかし、非常にむづかしい問題なので研究をいたしておりますが、御指摘のとおり、それに対する措置の一つといたしましては、国庫補助の充実とか、都道府県による援助とかいふものも含めまして検討をいたすつもりでございます。

○稲富委員 これに對しましては法第六十二条に、「国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができ、このうち一がはつきりしたてあります。給付に要する費用の百分の十八に相当する額を負担することになっておりますが、国庫補助をやるということになりますと、この百分の十八という補助率をもっと上げるといふことも当然考えなければいけないと思ひますが、これに對する増額等に對し

てはどういう考え方を持つておられるか。私たちは、今日のこの組合に從事している各職員の報酬あるいはほかとの比較ということを考えますときに、それに負担が少なくなかるためにはどうしても国庫補助の増額が当然必要であると思ひますので、これに對しては特段の考え方を持たなければいけないと思ひますが、これに對してどういう考え方を持つておるか、承りたいと思ひます。

○岡安政府委員 この国庫による援助の増大につきましては、われわれもいたしまして従来から努力してきたところでございますが、今後も私どもといたしましては最大の努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○稲富委員 要するに、この法が制定されております目的というものは、優秀な職員をこういふ農業団体に定着せしめるということがこの法律の骨子であると思ひます。それがためには、老後においても安心してその職に挺身されるような方法を講じてやるのが最も必要であると思ひますので、この法の立法の趣旨から申し上げましても、政府は特段の考え方をもちてこの共済制度を生かし、この共済制度が、職員がみなよることのできるようなものにする方法を講じてもらうように、十分前向きに処していただきたいというこゝを強く要望いたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○坂谷委員 柴田健治君。

○柴田(健)委員 簡単に尋ね申し上げますから、簡明にお答え願ひたいと思ひます。

同僚議員からこの法案に對していろいろ御質疑がございましたが、私は、何としても農業団体職員の給与改善をまずしなければならぬという気がいたすわけであります。いま中身を見ると、団体の給与格差、そしてまた地域的な給与格差というものがあつたわけでありまして、こういう格差をなくすることが当面の緊急課題であるし、そして、また、農業団体職員の優秀な職員の確保、定着ということを考えた場合には、思い切つて給与改善をすることが大事だと思つておるのであります。

が、この二つの点についてお答え願ひたい。

○岡安政府委員 農林業団体につきましては、それぞれ末端の団体、都道府県単位にある団体、中央団体がございまして、賃金等の格差もございまして、さらに問題なのは、御指摘のとおり、同じ地域等にある団体と比べましても賃金の格差があり、一貫して低位にあるわけでございまして、そういうような格差の是正ということは、できるだけ早い機会に改善がなされるべきものというふうに私どもは考へております。

それから、おっしゃるとおり、優秀な人材を農林業団体に確保するためには、基礎となります待遇の改善、これなくしてはなかなかむづかしい問題でございます。ただ、私どもが考へておりますのは、職員の待遇改善につきましては、まず、職員の雇用主である団体自身があらゆる努力を払わなければならないというふうに考へております。が、ただ、団体自身では必ずしも容易ではないという場合には、国なりその他の機関が得る援助はいたすというところで従来対処いたしてきていたわけでございまして、今後とも、私どももいたしましては、農林業団体職員の給与水準の引き上げに對しまして最大の努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○柴田(健)委員 抽象論的で要領がよくわからないのですが、それなら、具体的に事業主に対してどういふ給与改善を今後——たとえば今年度中にどういふ指導を具体的にしていくのか。格差については具体的にどういふ行政指導で格差是正をやっていくのか。具体的なことを言つてもらわなかつたんだと困るので、具体的にどうするの。これは農林省の任務だと思つて、それのお答えを願ひたい。

○岡安政府委員 これは先生十分御承知と思ひますけれども、農林業団体職員の給与というものは、つきましては一定の水準をきめ、それを確保するといふわけにはまいらないというふうに思ひます。これは政府関係の職員でもないし、また、私

どもが他の行政の必要からやつておりますような補助職員でもないわけでございます。したがつて、やはり第一に必要なことは、農林漁業団体職員を雇用している団体自身の力をつけるということ、これを抜きにしてはすべての施策が抽象化されてしまふわけでございます。

では、団体の力をつけるには何がいいかといふことでございまして、これもいろいろ同じことを言うと言われましても、基礎を確立すること以外にはないわけで、零細規模の団体につきましては、規模を大きくするということが以外には、経済的な基盤の確立はなかなかおぼつかないというふうに思つております。中には、もちろん、組合の規模が小さいほうにいろいろ問題に對処しやすいという御意見もあるかと思ひますけれども、具体的なこまかい事業ではそうかもしれせんけれども、長い目で見た場合には、やはり、規模の大きい基盤のしっかりした組合といふものでなければ、最終的に職員の給与の改善をなし得ないのではあるまいかというふうに考へまして、私どももそういう措置を進めておりますけれども、農林漁業団体の中央機関におきまして、そういう方向で現在もお合併の推進につとめておるところでございます。

○柴田(健)委員 農業団体は国の法律に基づいて法人組織になつてゐるわけですが、たとえば農業協同組合法なら協同組合法の精神ですが、これを主として農林省が徹底をして、あの法の精神を、事業に要するに役員諸君がもっと守れば、もう少しこの給与改善というものが真剣に考へられてくると思ひます。たとえば、この協同組合の営農経営改善という面については、もっと賦課金を取る指導をしたらいいじゃないか。その賦課金を取らない。当然賦課金を取らなければならぬのに、賦課金も取らずに、ただ信用事業や販売事業、購買事業だけの利益で全部まかなうといふ考へ方自体が、どこにしろ寄せていくかといふ、やはり職員の給与にしろ寄せる。そういう点の指導は農林省はあまりしてない。当然、営農経

營改善事業というものは賦課金を取るべきだ。中には、畜産振興についての一頭当たりで多少何ぼかの賦課金を取っておる組合がある。また、ただだ反別割りにして賦課金を取っているとこもあばらなでんですよ。だから、そういうばらな賦課方式でなしに、協同組合の精神をもつと周知徹底させて、この職員の給与改善はどうあるべきかということをもっと明確に指導していけばこれはできないことはないと思ひすが、これはどうですか。

○岡安政府委員　確かに、御指摘のとおり、たとえば農業協同組合等におきます指導事業の経費につきましては、賦課金を取るということが本筋だということです。ただ、これも先生というふうに考えております。ただ、これも先生十分御承知と思えますけれども、指導事業の成果というものはなかなか短期間にあがらないわけでございまして、長期に見なければ成果があがらないというふうなたぐいのものにつきましては、組合員である農家から賦課金をなかなか取りにくいという面も確かにございます。そこで、勢い他の事業部門から経費を回すということがあるわけでございますが、これはもちろん限度がございします。そこで、私どもは、本来の形に戻ればよろしいとは思いますが、経過的には現在のようないし措置もやむを得ないのではあるまいかというふうに思っております。

それはいたしましても、繰り返すようでございますけれども、結局は、一定の規模がなければ、先生のおっしゃるような賦課金によって指導事業の経費をまかなうことも不可能でございます。特に、やはり、農業協同組合におきましては、特別の拡大ということが要請されるのはあるまいかというように考えているわけでございます。

○柴田(健)委員　それで、農林省は、法の精神を生かしていくような指導は一方ではしないし、あまりにもちはだんごという方式で、そういう規模をすれば何でもよくなるんだということになつたたちの考え方が集約されておる。規模拡大だけでよくなるとは思えない。それにも必要ではあり

ましよう。規模拡大も大切な面だろうと思いますけれども、それだけで解決するとは思っていない。それから、農協職員の給与が歴史的に低い。その理由はいろいろあると思うのです。その持つておる古い体質というか、保守的体質というものが依然として根強く残つておる。それから、もう一つは、たとえば組合員の出資に対する配当は、法的に七・五分だ、それ以上は配当はいけませんぞな、ということになつてゐる。組合員の出資に対する配当を法的に押へてゐる。そういう面を片一

方で持つておるから、職員との給与だけ、役員の給与だけをどんどん上げるといふわけにいかない。そこにいろいろな法的な制約というものを受けておる。そのしわ寄せは職員の給与にはね返つておる。こういうことは、たとえばある農協なら農協へ行つて、もう少し給与と改善をしてあげなさいよと言つと、ところが、出資者である組合員の配当も法的に押えられておるのです。七分五厘より以上配当はできませんのだ、そういう協同組合の法的な制約から言へば、組合員の感情として、職員との給与だけ上げるわけにまゐりません、と、こういう言い方をする組合長なり理事があるわけですよ。だから、そういう点も一つの要素になつておる、給与と改善ができない弱い面を持つておる。こういうことを言えるのですが、そういう点についてのあなたたちの認識はどうなんでしょうか。

○岡安政府委員　確かに、先生の御指摘のような環境はあると思います。と申しますのは、農業協同組合というものは営利企業ではないわけでございまして、組合員である農業者のためにある団体でございますから、組合員である農家等の収入が増大をしまして、そのはね返りとして農協の運営が楽になるというのが本筋であると考えられているわけで、これもまた一つの真理であろうというように考えているわけであります。

ただ、昔は、お互いに情熱を持った者だけが集まりまして、俸給等は当てにしないで、奉仕の精神だけで産業組合等を運営をしてきたという歴史はありますけれども、最近のような複雑な社会に

なりますと、それだけでは農業協同組合の運営がうまくいくものとも考えておりません。やはり、正当な労働に對しましては正当な給与が支払われるということではなければ永續性もないし、また、新しい人材を確保することも不可能だというふうな考えております。私どもは、何も農協はもうけを第一にする団体ではないと思っておりますけれども、必要な活動をするために必要な経費につきましては、できる限り合理的な形において生み出すという努力はしなければならぬと思っておりますし、また、そのような指導もいたしておるわけでございます。

これに、役員は別といたしましても、職員の間
 与と、それから配当の制限があるということとは
 おのずから別であるというふうに思いますし、そ
 のような指導もしてきたわけでございます。

○柴田(健)委員 局長は、給与改善がなされない、給与の格差は正もできないということとは十分知っておりながら、本気でやる意思がないというようにわれわれは考えているのです。本気でやつたら、これは思い切つて改善できますよ。農林省は、あれだけ農民がいやだと言つた生産調整を、部落座談会を開かせて、農協の職員、役場の職員を動員して強引にやつたじゃないですか。農民は生産調整はいやだ、減反政策はいやだと言ふのに、あなたたちは強引にこれをやらせた。やろ

と思えばやれないことはないのですよ。やちうとと思えばどんなことでもあなたたちはやれるのだ。それをつべこべ言うて、変な理屈をつけているのは、やる意思がないということですよ。本気でやりなさい。大幅な賃金格差を是正するということはやれないことはない。いまあなたが言われたように、営利企業ではないという認識があるとするならば、地方公共団体の財政負担というものは自治省と農林省と語ができるはずだと私は思う。私学振興には財政負担がある。私学振興も大事だ。農業振興も同じであつて、どちらも民族的な問題をなです。これは長期にわたる問題なんです。あとゆるる農業団体——それは森林組合だつてそうでさ

よ。森林資源の公益的機能論から言うと、長期の展望に立った場合には、これも教育に匹敵するより重要な課題だと思ふのです。それから、私学振興も大事だが、農業振興も大事だ。一方、私学振興のほうには、地方公共団体が負担をして、農業団体のほうはやらなというのはおかしいのであって、営利が目的でないという認識の上に立てば当然話し合ひができる。同時に、私学振興のほうは、中央段階において私学振興事業団がある。その私学振興事業団のほうからも財政援助が出来るわけですね。都道府県のほうにこの財政援助ができないということになれば、そこは生活の知恵ですよ。農林省は知恵を出して、農業振興事業団が何かこしらえて、そこに国の財政援助をして、そこから出してもいいじゃないですか。そういう方法の知恵が生まれませんか。

○岡安政府委員 私どもも 都道府県からの農村年金に対する援助が全く不可能であると考えなかつたからこそ、四十九年度予算並びに今回の法律改正にあたりましても自治省等と協議をいたしたわけでございます。ただ、先生がおっしゃるよう
に、農林業団体が営利企業ではないということだけで私学と同様な援助を期待し得るかというわけにはなお問題があると私どもも考えているわけでございます。これらにつきましては、なお関係当局とも相談を煮詰めていく必要があるというところ

次に、私学には私学振興財団があるので、農林年金もそういうものをつくつたらどうかというお話しでございますけれども、問題は、要するに組合員の掛け金負担を軽減する方法は何かということでございます。それは、詰めれば、掛け金率につきまして、組合員以外の事業主か、国か、県か、その他の機関か、または組合の財産運用による利差益によって補てんをするか、それぐらいの方法しかないわけでございます。したがって、組合員以外の者からの掛け金負担分を増大する策としまして、私学振興財団のような機関をつつたほうがいいのか、それとも別の方策がいいのか、

か、これは私どもも真剣に検討するに値すると思つておりますが、しかし、ただ、私学と同じような財団をつくればいいというわけにもまいらないというのが現在の考え方でございます。

○柴田(健)委員 同僚議員からこの点についていろいろ質問があつて、職員の方からこんなに掛ける金をたくさんとるなんというところは——どうも、日本では、ほかの年金制度と比べて一番高いし、世界最高に高いということになる。給与は低いわ、掛け金は世界最高に高いわということはいまにはならぬと思うのです。これは局長の責任において早急に是正しないと、あなたたちが将来、いまの食料政策、農業政策の大転換をやらなければならぬという動きになって、食料はもはや商品ではな、国際的においても戦略物資的な要素になつてきたというときにおいて、農業団体職員、給与改善なり年金の掛け金のこんな制度では、農林省が本気で農業政策を進めるといふことになつても、手足になつてくれる者がおらないということになつたらたいへんだと私は思います。これはもう思い切つて早急に変えなければならぬと思うのですが、そういう点についての考え方を明らかにしてもらいたいと思います。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、累次の制度改正を経まして、農林年金の財政も相当困難な事態に立ち至つておりますので、四十九年度末を基準点といたしまして財源率の再計算の結果が出来ますれば、根本的に対策を講じなければならぬと私も思つておりますし、その際は御指摘の点等もいろいろ考え合わせまして総合的な対策を講じたいというふうに考えておる次第でございます。

○柴田(健)委員 時間がありませんから簡単に申し上げます。

この年金法の法律はあまりにも複雑怪奇である。新法と旧法があり、特例法、附則、と、とにかく、金をもらはうほうの側も、どう説明を受けて、どう理解していいのかわからないという、まことに入り組んだ法律なのですね。また、この説明をされる農林省側も困るのじゃないかという気がするわけですよ。この法律の複雑さというものは、ちやうど、お医者さんが診断をして、患者は何もわからずに金を払うのと一緒ですね。もうどうも、中身がどういふものかわけがわからぬといううことになつてくる。それではいけないので、もう少し簡素化することはできないのか。

〔委員長退席、安田委員長代理着席〕

私のところへ来た手紙を一通読んでみますから、政務次官、これをよく聞いておつてくださ。

私は昭和三十四年四月一日農協組合長として就任、昭和三十四年七月一日農林漁業団体職員共済組合に加入、昭和三十六年四月一日農林漁業団体職員共済組合法の改正と同時に引き続き組合員となつた更新組合員であり、昭和四十八年五月三十一日任期満了により退職、十三カ年十一月の間の組合員の義務を履行し、退職と同時に退職年金の請求をいたしましたところ、退職一時金決定書に十四万三千七百三十四円の年金決定通知をもらつた。あまり僅少なために組合発行の法令集及び実務必携の例示等により参酌検討したところ、全く法外の方法により給付されておる、今日まで組合と照会数度に及ぶも納得がいかず追認決定もされないので公訴する以外に道なしとして公訴する次第であります。

一、以下記述を略すために農林年金共済組合を(組合)と称し、組合発行の法令集昭和四十七年十一月発行のものを(法集)、また組合発行(昭和四十五年版)実務必携を(実必)と、それぞれ略し記述し参考といたします。

一、私は、法集第一条、この法律は公布の日から施行し、この附則に特別の定めのあるものを除き昭和三十六年四月一日から適用する。(法集九四ページ)

一、私は、法集第四十二条により、次の表の上欄に掲げる者で昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間がそれぞれ下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後、農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三の適用について

いは同条第二項第一号に該当するものとみなす。(法集九五ページ)すなわち、法三十七条の三の第二項第一号は二十五年である。(法集三七ページ)大正五年四月一日以前の生まれの者は十年をもつて二十五年とみる。(法集九五ページ)

一、私は、明治四十四年四月一日以前に生まれ、昭和三十六年四月一日以前の通算対象「対象期間である組合員であつた期間」と同日以後の組合員であつた期間とを合算した期間が十年以上であるもの(法集第四十二条の二項、法集九六ページ)

一、小生は、法律第四十条第三項に該当する更新組合員である。私に對する更新組合員であることは組合も確認済みであり、第四、五、六、七、八、九、十項のおの更新組合員の該当事項記載(法集一〇二ページ)

一、組合は、私に對しては法律第三十七條の三の三項の適用による年金の算定するところ。ただし、小生のごとき更新組合員にありては附則法第九條によることあり、新法三十七條の三第三項に規定する通算退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一、旧法組合期間 新法第三十七條の三第三項中(組合員又は任意継続組合員であつた期間)とあるのは(旧法組合員期間)と、(平均標準給与の月額)とあるのは(旧法の平均標準給与の月額)として同項の規定の例により算定した額

一、新法組合期間 新法三十七條の三第三項中(組合員又は任意継続組合員であつた期間)とあるのは(新法組合員期間)と、(平均標準給与の月額)とあるのは(新法平均標準給与の月額)として同項の規定の例により算定した額(法集一〇九ページ)

一、実必一三七ページ六項に更新組合員の通算退職年金の算式事例をもつて説明してあり、また、同一三九ページにも私とやや同勤務年数の

事例を数字をもつて説明してあり、間違いない。

一、組合は、法集十一條(附則)更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置、更新組合員に係る新法第三十八條第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一、旧法組合期間 旧法の平均標準給与の仮定日額を基礎として旧法三十八條第二項第一号の規定の例により算定した額

こゝにいう文書が私の手元にある。みなは読みません。それで、法令集をいろいろ出して読んでみたが、正直言うて、請求する者が間違つておるかどうかは別として、これではわからない。新法、旧法、特例法、附則法と入り組んでいて、判断をしなければならぬというこの法体系を、次官、いいと思いますか。一口で言うてください。

○山本(茂)政府委員 お答えをいたします。

一言で言えというところでございますが、元來、いろいろの法律にはそれぞれの歴史と環境の相違があると思ひますけれども、国家の一つの思想によつてこれを統一せなければならぬということも事実だと思ひます。そういう意味におきまして、この問題は、私の少ない経験によりまして、きわめてわかりにくい複雑なものがあると思ひつてあります。したがつて、これを統制しようというところになりますと、おい立ちの違ふものがあるところに統合していかなければならぬという関係上、なかなか容易にこれが実行し得ないことがあることは御承知のとおりだと思ひます。

また、国の予算そのものを国から出していただくことを一例といたしまして、国としては、何年か一回しかこれを改正しないのだとか、慣行そのほかいろいろの事情がございまして、たとえばこの農林年金法そのものを見ましても、なかなか純理論的には動けないところもございまして、また、実行しようと思つて、ほかの似た法律との関係をも考慮しながらやつていかなければならぬ

ということ、農林省等の事務関係においてはきわめて熱心に努力をされて、関係方面と協議いたしたはずでございませうけれども、そういう事情で、一挙に自分らの希望のとおりいき得ないということをお願いしたいと思っております。

私どもは、今度改正されましたことについては一段の進歩であるとは存じますが、これが理想の姿に今後大いに努力をして早く持つていきたい、こういう念願で措置をいたしたいと考えておるわけでありませう。

○柴田(健)委員 局長、いま政務次官は、正直に言つてわけのわからぬ答弁をしたのです。だから、これは、年金を掛ける人と、それから老後でもうもらえる人が、自分のことがすぐ計算ができて、すぐわかるように、そういう法体系の簡素化というものをほんとうに早急に関係機関と話し合いをして解決するということに、簡単に答えて願いたいのです。もうぼくはこれでやめますから……。

○岡安政府委員 簡単にと言つてはむづかしいのですけれども、なるべく簡単に申し上げますけれども、私も、結論としては、法律内容というものはなるべく簡単に明瞭でわかりやすいことが望ましいと思つております。

一言だけ弁解させていただきますと、年金関係の法律は、いろいろ権利義務に及ぶような規定がたくさんありますので、これはどうしても法律に書き込まなければならぬということが一つあります。それから、もう一つは、新法、旧法、その他がございませうけれども、簡単にしますと、いわば不公正になるという点があるわけで、公正にものごとを処すためには、複雑な組織もやむを得ず入らなければならぬという点があることは御了解をいただきたいと思つております。

しかし、私ども、努力いたしまして、なるべくわかりやすい方向で法律は書きたいと思つております。

○柴田(健)委員 終わります。

○安田委員長代理 島田琢郎君。

○島田(琢)委員 今回の法改正にあつて問題になる点が、昨日からの議論を通してほぼ明らかになつてまいりました。限られた時間でありまうから、終極的な問題について、重複することを避けて、ごく二、三点に限定して、特に局長を中心に御尋ねをしてみたいと思ひます。

一つは、いま柴田委員から指摘がありました。この農林漁業団体職員共済組合法という法律の複雑さについては、実は私も辟易している一人であります。どうしてこんなにむづかしいのだろうか。あるいは、むづかしくなくて、私の頭が悪いかもしれませんけれども、どうも理解しにくい法律であるという感じがしまして、私は、先般連休を利用して帰りましたときに、農業協同組合の職員の方々といろいろ話をしてみましたが、結論的に言いますと、大かたの職員の皆さん方は、やはりむづかしくてわからぬという結論になつております。本来、毎月もらう給与と、退職年金あるいはそのほかの退職金というものを含めて、非常に生活にかかわりの深いものでありますから、この面に対する関心というものは当然強くありますが、ところが、実際問題は、中身がよくわからなくて、この年金の中で、たとえば十五年つとめておられる方に、あなたはいまやめられたら一体どれくらい退職金をもらえようと思ひますかとか端的に質問をしてもわからない。あるいは本人はわからなっているのかもしれないが、とにかく、説明を聞いている範囲では、私自身がどうもよくわからぬところがある。そこを何とか整理できないかという感じが強く持つて実は国会に戻つてまいりましたが、いま柴田議員からも指摘がありましたけれども、新法だ、旧法だ、特例法だ、附則だというわけで、附則というのは旧法を包む法律だということまで理解をしておりますけれども、それにしても、よくむづかしくつたものだなあという感じがする。いま局長のお話を聞きますと、何もかも網羅的に入れようとする、しかたがなく、むづかしくならざるを得ない

ということでありませうけれども、これはもつと整理をする必要があるというふうに思ひます。

重ねて前議員に續いてのしつこい質問でありませうけれども、私は、端的に旧法と新法というものを一本にしていくことができるのではないかと、うふうに思ふのですが、これは私がしろうと考へて申し上げることになるのかどうか。私は、これを一本化すべきだというふうに昨年の改正以来一貫して考へてまいりましたが、これはむづかしくどうしてできないのですか。

○岡安政府委員 確かに、農林年金一つとりましても、旧法の適用を受ける組合員と、それから新法の適用を受ける組合員とがございませうし、また、組合員の中には、更新組合員ということ、旧法の計算を一部取り入れていろいろ計算をしなければならぬ組合員もいるということございませう。

その原因は、おっしゃるとおり、旧法と新法があるということから発生するわけで、これを取つたところからいへば御質問でございませうけれども、これは毎度御説明申し上げておりますけれども、それぞれ発足のときのいわく因縁がございまして、旧法といふものは、発足当時の国家公務員共済組合法に準ずる制度として発足しまして、いわば恩給になつてきた制度でございませう。その後の新法というのは、新しく改正をされました国家公務員共済制度に準じてきたもので、その違いがあるわけでございます。これがかりに国の一方的な給付であるならば、それは簡単に両方の一本化ということも可能であるかもしれませうけれども、やはり、相互扶助の体系としてでき上がつていられる関係から、既存の経緯というものは尊重しませんとしなかつて不公平、不均衡が生ずるということから、はなはだ残念ながら複雑な体系になつていられるわけでございます。

○安田委員長代理退席、笠岡委員長代理着席 このことは、ひとり農林年金の制度だけではございませうで、すべての共済組合制度がそういう事態をかかえているわけでございます。私ども

も、できるだけ簡素化の方向に努力いたしますと同時に、要は、やはり組合員に御理解をいただくということであらうと思ひます。

法律が複雑である一つの原因は、あらゆる場合を想定いたしまして、すべて書き込んであるということから複雑になるわけでございます。先ほどの柴田先生の御指摘の例は、個人的にも相当複雑な例でございませうけれども、一般的には、組合員個人々々に対して法律の適用というものはそんなに複雑ではないわけで、そういう点を御理解をいただくように今後ともPRはつとめてまいりたいと思ひます。

○島田(琢)委員 局長のおっしゃつておられる点については、わからないわけではありませう。加入者の皆さん方がよく理解をするということが大事だということも私もよくわかるわけでありませう。ただ、旧法の該当者というのは、全体を通じてあまりたくさんいないのではありませうか。一体どれくらいおられますか。

○岡安政府委員 農林年金の場合、いわゆる旧法年金者と言われますのは二千九百人でございます。

○島田(琢)委員 二千九百人というお話でありませうが、金額にすると、財政的に新法並みにやつていくとしたら、どれくらい金額が必要になりますか。

○岡安政府委員 先ほど申し上げました旧法年金者二千九百人の内訳をちよつと申し上げますと、退職年金を受ける者が二百九十九人、障害年金を受ける者が二百七十四人、遺族年金を受ける者が千五百三十六人というふうになつております。これらの方々を新法で計算を直しますと、平年度ペー

スにいたしますと、給付費の増額が約二億六千八百万円でございます。

○島田(琢)委員 これは加入者の皆さん方に負担をしてくれということはいへんむづかしいと思ひます。この部分くらいを毎年国庫で負担をして

いくというようなことを考えればこれは解決すると思うのですが、その道はなかなかむずかしいです。

○岡安政府委員 確かに、農林年金の場合だけを考えますと、平年度ベース二億六千八百万円、これが今後増大するとは思いますが、そんな大きな金額の負担ではありません。ただ、このことは、先ほど申し上げましたとおり、ほかの共済組合制度共通の問題でございまして、その扱いも考えなければならぬということで、農林年金だけで対処し得ない問題であるかと実は考えております。

○島田(琢)委員 ほかとの兼ね合いがあるというお話しでありますけれども、農林年金が本来厚生年金から分かれたときの発想というものが、歴史的経過、経緯があるというお話しを方々を岡安局長がしばしばなさるんですけれども、政策年金だというふうに局長も言い切っておりますし、われわれもそう理解しております。ですから、ほかの年金との関係があるということではなしに、あくまでも政策的な配慮のもとにこれを考えていくということがあって不都合ではないと私は思っているんです。

さらに、また、農業団体の年金加入者の皆さん方というのは、賃金一つ見ても、あるいは社会的に置かれて責任の立場から言っても、非常に大事な立場に置かれてがんばってこられた人たちがばかりなんです。それなのに、いま非常に不遇な状態に置かれていて、それが、一般的にみんなから指摘がされている点であります。その点は局長もきのうから認めておられる。そういうものを救い上げていくために思い切った政策措置をとるということは、ほかの年金制度にそう大きく影響するものではないという理解は得られると私は思うのです。

きょうは限られた時間ですから、農政上の問題に触れるというところは避けましても、一言で言えば、今日の食料問題一つを考えてまいりますときに、生産者である農家と、この実務を担当

しておられる職員の皆さん方とが今後果たしていかなければならない役割りというものは非常に大きいわけですね。それを考えるときに、あるいは一面では現地の事情などを考えてまいりますときに、これは相当大きな政策的措置を講じてまいります。なんと、大事な職員の人材確保ということすら非常にいま困難になりつつあるという点、あるいはまた、一生懸命やっても報われない職員の皆さん方のこの問題というものは解決しないと私は思うのです。ですから、これは思い切っておやりになるということが今後の日本の農政を進めていく上にあいへん大きな役割りを果たすと思いますが、これっぽちのお金のことで、あるいはまたよその年金の顔色を伺うなどということをおっしゃるのじやなくて、思い切っておやりなという姿勢が示されてしかるべきだと私は思うのですが、重ねてお考えをお尋ねいたします。

○岡安政府委員 確かに、農林年金が厚生年金を離れて独立いたしました経緯につきましては、先生御指摘のようなことがあったかと思えます。したがって、私どもも、厚生年金に劣らない給付水準を確保するように努力をいたしておりますし、ほぼその目的は達成していると思っております。

ただ、現在の農林年金は、御承知のとおり相互扶助の共済組合制度でございまして、先生御指摘のようなことも農林年金の性格を要するところから考え方を取り入れますと、もはやそういう性格は失われて、全然別の施策ということになるわけでございます。そこで農林漁業団体職員の年金制度を踏み切ることができかどうか、これはなかなか大きな問題であるかと思えます。

また、別の観点からいいたしても、相互扶助の共済組合制度を離れて大幅な国庫補助を導入することになりますと、農林漁業団体というものはきわめて民主的、自主独立の団体であるにもかかわらず、国から直接に相当多額の金が導入されるということではたしてどうか——これは便宜主義ではございせん、基本的な問題もあるのではなからうかということも考えられます。

そこで、私どもは、従来からの相互扶助の共済組合制度の枠内で農林年金の給付内容の改善というところに絞って考えてきたわけでございます。制約はありますが、できるだけそういう枠内で努力をいたしたいというのが私どもの考えでございます。

○島田(琢)委員 局長がいまおっしゃっていることの中で、二つほど私と考え方の違ひところがあるのです。

一つは、きのうからの議論を通じて幾度かおっしゃっているように、厚生年金並みだということをおっしゃる。それに追いつく——追いつくといいますが、それ並みに持ち上げていくことに目標を置いています。私は、その厚生年金並みというところが気に入らぬのです。厚生年金以上にすべきじゃないかということが、いままで質問に立った各質問者の言ひ分なんです。ところが、局長は、常に、厚生年金並みだ、そうなりや目的は達せられただんと言われる。もう一つは、相互扶助だから、あまり国なんかがお金をつぎ込んでいくと自主独立を侵すことになるとおっしゃるが、これも、もう一つ私は気に入らぬ。いまの農林年金制度は、もはやそのお金の問題でもかなり行き詰まりが来ているという事実がありますし、ですから、財政立て直しという面から、先ほど午前中にも美濃委員からもこの問題が鋭く出されておりました。そういう点を国が措置するということがないと、正常な年金制度というものが運営されていかぬという心配が裏面にあるのです。あなたのおっしゃる方を聞いておりますと、お金を出すすとはやい文句を言うのも強いぞ、ひもつきになるぞという前提があつておっしゃっているのではないかと思うのです。これは、資本家だとか財閥だとか、特定なだけがお金を入れたんであれば、それはひもつきだということになるのです。が、国がおやりになることに、ひもつきにするなんという考え方が前提にあつて、自主独立がそこなわれるなんという考え方を持っておられるとしたら、それは私としてはまことに気に入らない答弁と言わざるを得ないわけですね。そうではない実態というものが裏にあるから、先ほど美濃委員が触れた点は非常に大事な点であります。から、そういう面も含めて、農林年金制度の運営の正常化をはかるという面が一つにはあります。その面は別にしても、いまの状態の中で、新法、旧法を一本化して、わかりやすくして、そうして、いままで一生懸命働いてこられた人たちは新法並みに救い上げていくという措置は、これは相互扶助の中でやれというところはむずかしいということについては私は十分理解できますから、その面は国がやるべきだというのが私の主張なんです。どうでしょうか、私の言っていることは無理ですか。

○岡安政府委員 いや、先生の御意見に全面的に反対ということをおっしゃったわけではございません。先生の言ひやうなところの中で多少気になりますのは、農林漁業団体職員が構成されている農林年金だけは特別に扱ったかどうか、これは農林漁業をささえている団体の職員であるから、このういうお話しがございましたので、それを推し進めてまいりますと、農林年金が相互扶助の共済組合組織であるというワケをはずしてしまふ、それは全然別の新しい国の施設になるという点、それが問題ではあるまいかとこのことを申し上げたのでございます。

先ほど美濃先生が言われましたところの、農林年金の財政が非常にピンチである、何とかしなければならぬというところは、これは私どももそう考えておりました。そのピンチを救うために国の助成をさらに充実するとか、そういう方向はできるだけ私どもはいたしたいというふうに考えているわけでございます。ただ、農林年金の仕組みそのものを大幅に変えてしまふというところは、もはや相互扶助の共済組合制度ではなくなるので、それはたしてどうだろうかということをおっしゃるわけでございます。

もう一つは、農業協同組合等は、法律の精神か

けれども、きょうの議論を通して、局長自身も全くギブアップで、いま名案がございませんとということ、これじゃ議論になりませんが、これは

たいへん重大な問題なんで、国会においてわれわれも責任をもってこの問題はもつと詰めていかなければならぬ点があると思います。しかしながら、きょうは時間があるまいので、これは一つの課題としておきますが、局長自身も、これから再計算期に十分この問題を詰めたと言っておりますから、それを見守っていきたいと思っております。

そこで、附則八条の問題でありますけれども、先ごろ衆議院の内閣委員会あるいは社会労働委員会でも議論がありまして、ただいま国民年金、厚生年金について三カ月繰り上げという問題が処理されております。この八条によりまして、厚生年金でそういう事態が出てくれば、本法もまた自動的にそれにあらうんだという条文になっております。そうすると、当然本法は十月からであります。厚生年金は十一月からでありますから、三カ月繰り上げとなると一カ月のズレが出る。三カ月前のものを繰り上げていけば、片や七月、片や八月ということになるのであります。この法律によると厚生年金並みということになるわけだから、そうすると二カ月しか繰り上がらぬということになるのであります。この第八条というのは、そういう意味で、今日の経済事情を背景に考えますと不都合だと私は思うのです。ですから、この際、第八条の厚生年金保険法の一部を改正する法律に準拠するといったようなこの条文ははずすべきだと思ふのです。そして、単独年金法のこの農林年金法の中に、政令によってこうした当該措置を講ずるというふうにもっと単純に改めていくべきだと思ふのですが、いかがですか。

○岡安政府委員 先生の御指摘の附則第八条の規定でございますが、これは、従来から厚生年金の改定時期に合わせて改定を行なうてまいりました通算退職年金と最低保障額につきまして、厚生年金の年金の改定が行なわれまして場合には、その改定額、それから実施時期等を勘案いたしまして農林年金も取り入れたいということを書いてあるわけでございます。

これをもう少し繰り上げたらどうかという御指摘でございますけれども、本来は、この規定は、厚生年金と合わせまして十一月に改定をするというふうになっておりますので、これをさらに繰り上げるということは、厚生年金の改正の措置と比べますとむしろバランスを失うのではあるまいかと思ふのであります。やはり、厚生年金が繰り上がる八月期まではさかのぼりまして、適用といいますが、措置をいたすつもりでございますけれども、それ以上の繰り上げはちよつと問題があるというふうに思っております。

○島田(琢)委員 これも高度な政治判断というのが一つなければならぬという趣旨の御答弁だと私は受けとめますけれども、実際には政治判断がでないようにきちつと第八条で明記されているから、この法律そのものを要する、八条を要するということに政治判断がなければできないわけですから、厚生年金はもとの本家だからということもすけれども、いつまでも厚生年金、厚生年金と言つて、分家はその本家の顔色を常にうかがつて運用しなければならぬということ、農林年金というものは非常に高度な年金にしていかなければならぬという目的を持っていますと私自身は思っているから、あまり厚生年金にこだわるといふようなことはいかぬと私は思うのです。きのうからの議論を通して見ても、常に厚生年金の、本家の顔色をうかがつて、きょうは厚生年金を呼んでおられますけれども、そんなに変わらぬというものはあるさうなんでしょうか。厚生年金がやっていると農林省がやっているとにきかぬという姿勢は、むしろ今日の農政問題に対処するといふ姿勢は、むしろこの年金法の中で明確に示していくべきだと思ふのですが、どうやっても話し合いがつかぬのですか。

○岡安政府委員 実は、その附則八条の規定というものは、厚生年金にならうというよりも、厚生年金制度の中の道具を一部借りているといふかっこうになつてゐるわけですから、道具の模様が変つたから、その変わった道具を借用するといふよう

な関係にあるわけでございます。先生のおっしゃる厚生年金を越えられないかという御趣旨は、むしろ農林年金の制度全体の問題でございます。これは私の説明が間違つていれば訂正いたしますけれども、今回の制度改正が実現いたしますと、大部分の農林年金の受給者の方々はもとより厚生年金を越える。水準並みではございませんで、むしろ越える年金を受けられるといふふうに私もは考えております。ごく一部、九割ぐらゐの方々は、形式的には厚生年金水準よりも下がる方もございまして、それ以外はすべて厚生年金水準を上回るような年金を受給できるというふうに私もは考えておるわけでございます。

○島田(琢)委員 厚生年金以上の給付を受けられることになるといふ説明でありますけれども、給付そのものはあるいはさういふふうになるのかもしれませんけれども、しかし、掛け金率とかそのほかの負担などを入れていきますと、決してそのようにならぬのではないかと、決して見ているわけでありまして。ただ、今回の法改正が、昨年の年金法の改正以来政府当局としてかなり前向きに取り組んだという点について、出てきたもののそのものは別として、私は、その姿勢については一応の評価をいたします。せつかくの機会だから、本来の農林年金というきかぬたる制度にするために思い切つたことをやれといふことで私もは叱咤激励をしてゐるわけでありまして。

したがって、今後いろいろな問題が出てまいりますけれども、特に、今日、私が先ほどちよつと触れたように、一番心配されますのは、農業協同組合のいわゆる財政上の問題一つ取り上げてみましても、全国的に大きな格差が生じております。私どものところのような農協は総合農協でありますけれども、一年じゅう四苦八苦、火の車の運営をやつてゐる。農家のふところぐあいがよくないものですから、職員の方々のふところにも大きな影響を及ぼす。つい先ごろまで私も農協の理事者の一人でありましたが、いろいろと皆さん

方の窮状を知りながらも、現実にはそれにこたえることができないという悩みを持って農協運営を続けていかなければならない。片や、農協の職員の人材確保という問題については、あまり錢はないけれどもいい人間を集めたい、能力のある人たちに来てもらいたいといふ言つたつて、なかなかそのとおりになつていかなければ、現実には農協でお働きの皆さん方は、高度な使命感に燃えて、給料のことは言わないで一生懸命やつてくださつてゐる。しかし、これは、いつまでもこういう状態に置かれてはまいらぬと私は思ふので、せめて年金の問題については心配がないぞといふようにわれわれは思い切つた制度改正をしたい、また、いたしますといふ約束も今日までしてまいりました。ですから、私も、それぞれ代表がこもこもその実態を訴えながら、このせつかくの機会に年金法の改正によつて末端の組合職員の皆さん方が安心して仕事に専念していただけるようにしたいという願いをこめてゐるわけでありまして。

今日のこういう職員の給与の格差という問題については、これまた思い切つた国の政策的な措置がないとできないという現場の悩みが一つあります。これも局長から、何といつても自主的におつくりになつてゐる組合のことですから、まず自力で何とかしていただくことが前提であると言われるが、これはもうおつしやるまでもない。私たち農協、単協の理事者も、何でもかんでも国によりかかつてやろうという考え方で考えてはおりません。また、職員の皆さん方もそう考へておらぬのであります。しかしながら、どうしてもそこを解決し得ない問題が生じてゐるわけでありまして、国として、せつかくのこういう機会を何としても前進させるという立場に立つて、積極的な財政援助、あるいは行政上でのこ入れなどをやるべきだといふ考え方を持つて強くわれわれはこの席から局長の姿勢をただしてゐるわけでありまして。ところが、もう一つわれわれのはだに触れるような答弁がさ

つぱり聞き取れないということはきわめて残念な点であります。御答弁としてはまことにしにくい点だらうということは私はよくわかるわけでありますけれども、こういう重大な問題をなおざりにして、今日の農政担当者、農業の現場における職員の皆さん方から手形で一生懸命やれと言ったって、これはできない。それは農政上の責任の一半であるというふうに私もは考えておりますが、この問題についても積極的に取り組みという姿勢がほしいと私は思うのです。

この際政務次官に伺いますが、あなたはきのうから率直に、実は私は農林年金はあまりよくわかりませんとおっしゃっている。その政務次官をとりまて、あなたのお考えを聞くというのはきわめて酷ですけれども、しかし、いまはあなたも農林省の政務次官としての立場にいらしやるわけですから、きのうからの議論を通して、置かれていく農協の実態あるいは漁業組合の実態、そのほかの諸団体の実態についてはおぼろげながらもわかりになったと思うのです。これは捨てておけないという意味の発言もございましたが、この際、この農林年金法等とあわせて今日の農林漁業諸団体の置かれていく立場というものについて十分対策を進めていくべきだと考えますが、次官、あなたの所見をこの際ぜひ承っておきたいと思っております。

○山本(茂)政府委員 先ほども少し触れましたが、日本の年金法そのほかの共済関係の問題につきましては、まだ立ちおくれた一つの分野があると私は考えるわけであります。

〔笠岡委員長代理退席、安田委員長代理着席〕
先ほども申しましたように、国としてはこの点に力を入れておられることは事実だと思えます。ただ、行政の関係でいろいろそれが思うとおりにならないことも十分おわかりのとおりでございますが、私もどしどしは、農林行政をやるといって、その前提に立ちまして、この種の制度については個々に検討を重ねまして、また、関係各方面と十分な意思の疎通をはかりまして、そして、自

分らの理想としておる年金制度に持っていくように十分なる努力をいたす覚悟をいたしておるということだけをここに申し上げて、回答にかないたいと思ひます。

○島田(琢)委員 時間が参りましたから、これで私の質問を終わりたいと思ひますが、いままでも各委員がこもこも指摘をされてまいりました点は、今日の置かれていく農政上の問題に大きな基礎があるというところを踏まえながら、そこで働いている農林漁業諸団体の職員の皆さん方の身分保障という問題が今日非常に谷間に落ち込んでいますから、それをすくい上げていかないと大事な日本の食料確保という問題にも大きなそそぎを来すという、そういう趣旨のもとに強い発言が次々となされていくわけであります。局長は、所管のこの法案だけ通せばおれの責任は事足りるのだという考え方であつてはいかぬと私は思うのです。

いま政務次官ははじめにおっしゃつた私は受け取っておりますが、この点については今後われわれも一緒に真剣に解決するように努力をしていきたいと思ひますので、農林省をあげて、先日から議論を通してのこの問題の全般にわたるところの解決に鋭意取り組んでいただくことを特に最後に要求申し上げて、私の質問を終わります。

○安田委員長代理 諫山博君。

○諫山委員 局長に質問します。
あなたは、きのうから、農林年金適用労働者その他の労働者の賃金格差は狭まりつつあるというところを何回も繰り返されました。きょう、農林年金中央共同会議の春日事務局長の説明では、格差が狭まりつつあるどころか、逆に広がつていく、たとえば農協、県連のことの春闘のベースアップは、妥結している分では平均して二万二千円程度だ、金額の差も開いてきたし、比率も開いてきた、と、こういう説明がされていくのですが、きのうのあなたの話と全く違うのですか、どうしてああいう答えになつていくのですか。

○岡安政府委員 私が昨日来お答えいたしましたおり

ますのは、農林年金の対象団体の職員の平均標準給与の推移、それから、国家公務員共済組合の組合員の給与の推移、地方公務員の同じく給与の推移等を比べて申し上げたわけでございます。数字が四十年から四十七年まででございます。最近の数字はとっておりませんけれども、簡単に申し上げますと、農林年金の場合、四十年のベースを一〇〇といたしますと、四十七年が二四一というように伸び率を示しておるのに対して、国家公務員が四十年対比四十七年が二二四、地方公務員が二二五というように数字がありますので、確かに給与水準そのものはまだ低いわけでございますが、差は縮まりつつあるというところを申し上げたわけでございます。

ただ、最近の春闘の結果等につきましては、私もまだ正確にすべてを把握いたしておりませんので、最近の数字を入れますかどうかは、私にはまだ別途集計ができませんでしたならば、その節にお答えをいたしたいと考えております。

○諫山委員 もともと賃金が非常に少ないわけですから、同じ比率でベースが上がつても、賃金の開きというものは絶対額においてはますます大きくなります。そういう点では、賃金の差というものはむしろ広まつていくのではないか。

○岡安政府委員 同じ比率で伸びればおっしゃるのとおりだと思ひますけれども、少なくとも四十年から四十七年までの傾向を見ますと、伸び率が農林年金の場合のほうが大きいわけでございます。差は縮まりつつあると言えらるというふうに考えております。

○諫山委員 とにかく、農協、県連の労働者の場合に二万二千円程度のベースアップだということであれば、世間の相場に追いついていないことは明らかです。あるいは公共企業体労働者なんかの賃上げを見まして、これよりもはるかに大きいわけですから、格差が狭まつていくと言つても、何か、いかに追いつきつつあるように聞こえるのですが、賃金額の差というものはますます広がつていくというところは否定できないと思ひます。

です。この点はことばの問題ではなくて、賃金の差が実際はどんどん開いているんだという現実を認識してもらふことがいま非常に大切だと思ひます。

そこで、社会保障制度審議会が昨年農林年金に對して出した答申では、厚生年金が今回改正されたので、農林年金受給者が著しく不利になるおそれがある、皆年金下における公平の原則をそのなうので、財政基盤の強化その他根本的な検討が必要であるとしております。ことしの答申では、二将来の財源について確たる見通しを立て、これに應ずる計画を策定することが必要不可欠である。と述べています。この趣旨で農林年金を改正しようとするなら、今度の改正案程度ではどうにもならないはずで、今度の改正案に盛り込むことはできなかったけれども、この答申の趣旨をこの方向で生かしていかたいという抱負が局長にあるはずだと思ひますが、どういう方法で解決するつもりですか。

○岡安政府委員 確かに、昨年の段階におきましては、厚生年金の給付水準に及ばない農林年金受給者の割合が五〇％をこしておりました。したがって私も、今回の制度改正を試みているわけでございますが、今回の制度改正ができましたならば、農林年金の給付を受けている者の水準の大部分、九〇％以上は厚生年金の水準をこえることになるというふうに考えております。

それで、厚生年金水準に達しない九〇％の方々につきましても、給付の開始の時期の差、その後の余命年数等を考えた場合には、給付総額につきましては厚生年金を上回るといふふうに考えております。この、昨年指摘されました厚生年金との格差は、今回の改正によりましてほぼ埋まつていくというふうに考えております。

それから、ことしの二月の社会保障制度審議会からの答申の中の、財源対策等については長期の見通しを立てるということにつきましては、私も、昭和四十九年度末時点で財源率の再計算をいたすつもりでございますので、その結果を踏まえ

まして、財政方式の再検討、国庫補助の充実その他総合的な対策を講ずるつもりでございますので、その結果によりまして対処をいたしたい、かように考えております。

○諫山委員 「将来の財源について確たる見通しを立て、」ということが言われているわけですが、いろいろな方法があると思ひます。しかし、労働者がいま非常に懸念しているのは、これを口実にして掛け金が引き上げられるのではなからうかということですが、この点についてはどういふ見通しを立てていますか。

○岡安政府委員 現在でも農林年金の掛け金率は千分の九十六ということで、国鉄共済に次ぐ高位の水準を示しているわけでございますので、したがって、組合員の掛け金負担も相当高いというふうに考えております。もちろん、財源率の再計算の結果いかんによりますけれども、私どももいたしましては、できることならば組合員の負担の増高を招かないような方向で対策を講じたいというふうに考えておりますけれども、なかなか困難な問題でございますので、今後ほかの共済制度の対処方針その他を参考にいたしまして、慎重に検討いたすという心算でございます。

○諫山委員 遠い将来については予測は立てにくいと思ひますが、たとえば、これから少なくとも三年間あるいは四年間は絶対に掛け金を上げないということは約束できますか。

○岡安政府委員 これは私の考えでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、四十九年度末時点まで基礎といたしまして財源率の再計算をいたすわけでございますので、その結果が出るまでは現在の掛け金率を上げたくないというふうに考えております。

○諫山委員 それは当然なことですが、それから先のことは約束できませんか。

○岡安政府委員 まだお約束できるような段階にはないというふうに考えております。

○諫山委員 大臣に質問します。
私は、きのう、農協で労働基準法があまり守られていないということを具体的に質問いたしました。

「安田委員長代理退席、委員長着席」
そして、労働省の説明では、労働基準法が守られていない日本の三つの職場の一つが農協をはじめとした農林団体であるという指摘がされております。そして、労働基準法違反が広範囲に行なわれているだけではなくて、実に初歩的な違反がたゞさんあるという点が明らかにされたし、労働省、農林省からそれぞれ反省の意も表明されたと思ひます。これについて、農林大臣としてはどうお考えか、質問します。

○倉石国務大臣 遺憾ながら、農協において、労働基準法違反について監督署から指導されるケースがあると承知いたしております。こうしたことの原因の一つとしては、農協の理事等使用者側の責任者がそういう基準法等について習熟していない、理解が十分でない点があると思ひますので、これらの者を対象として労働基準法等の労働関係法令についての研修を行なったり、そういうようなことについて都道府県を指導いたしておる次第であります。この措置とあわせて、全国農協中央会、全共連等の系統組織の全国団体に對し、労働条件の適正化の指導を行なつてまいりたいと思つております。

○諫山委員 きのうの農林省の説明では、農協における業務の特殊性ということが非常に強調されております。私は、労働基準法違反の問題を議論する場合に、それを指導する官庁がこういう特殊性を持ち出すというのは全く正しくないと思ひます。なぜなら、特殊な業務については法律上特別な規定があるからです。そして、いま農協で問題にされていふような労働基準法違反が、業務上の特殊性を理由に免責されるべきものでないことはきわめて明らかです。そして、適正な行政指導がされるなら、たとえば労働基準法第三十六条に基づき協定がないのに残業をさせるとか、女子に深夜労働をさせるとか、あるいは残業手当の計算を法

律どおりしない、ごまかすというようなことが起こるはずはないと思ひます。そういう具体的な問題についてまですみやかに行政指導を徹底したいのだということこそを私は再度農林大臣に御説明いたしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 これは、どんな職場におる者でも、基準法はやはり守つていくべきであります。いろいろ習熟しない面もあるかと思ひますが、いま申し上げましたように、よくそれらのことを注意するように指導をしてまいりたいと思つています。

○諫山委員 きよりの午前中の農林年金中央共闘会議の春日事務局長のお話では、長野県のある農協の役員が、政府も法律や憲法を守つていない、だからおれたちが労働基準法に縛られる必要はないじゃないかと言つたという話がありました。そういう点を考えますと、農協で広範囲に労働基準法違反が行なわれているというのは、農協だけを責めるわけにいかぬ、政府の姿勢、とりわけ農林省の行政指導の態度というものが非常に重要だと私は思ひます。

この問題で直接責任を負う局長から、そういう点についてどうしていくつもりかということをお説明願ひます。

○岡安政府委員 昨日もお答えしたと思ひますけれども、私どもは、農協は労働基準法のみならず諸般の法令は厳正に守らなければならないというふうに考えております。御指摘の労働基準法につきましても、やはり違反の事態をならしめるようにならねども努力はいたしたい、かように考えております。

○諫山委員 終わります。

○飯谷委員長 美濃政市君。

○美濃委員 いろいろ質疑もかなり進んでおりますから、主として財源問題について若干の質問をいたしたいと思ひます。
この農林年金の設計は、当初数理的保険料千分の七十となつておるのですが、これは、制度の改正やあるいはベースアップというふうなものがない

ければ千分の七十で運営できるという見通しで設計されたものと思ひますが、そういう解釈は間違ひありませんか。

○岡安政府委員 数理的な保険料は、いわば農林年金の給付につきましても基本的な設計部分について計算をされた保険料だと思ひますけれども、それ以外に整理資源率等が加わりますのは、発足当時に厚生年金に入つておりました職員を引き継いでいる、いわば当初の不足資源率があつたり、それから通例のベースアップ以外のベースの改定があつたり、それから制度の改正があつたりというものが積み重なつて、整理資源率としてこれに加算される。それから、国庫補助等を引いたのが掛け金率の千分の九十六ということになつておるわけでございます。

○美濃委員 そういたしますと、現在の料率、現在の掛け金率の中で整理資源率が千分の二十六ですが、この二十六というものは、いわゆるインフレによるベースアップや、あるいは制度改正でも、インフレによつて給付というものが非常に実情に合わない状態になつて、それを改正する、そうじゃなくて、この二十六と計算されているものは、純然たる制度改正によつて中身がよくなくなつた、そういうインフレによる名目的なものでなく、それと引き継ぎ、つまり厚生年金から農林年金にかつたときの計算上の不足、そういうものをだけをピックアップして、整理資源率として千分の二十六掛けておる、こういうことなんですか。

○岡安政府委員 美濃先生がおっしゃつておること、大体そのとおりだと思ひますけれども、多少数字的に申し上げますと、現在の財源率のうち、純数理的保険料というのは七〇・〇四ということでございます。合計をいたしますと一〇二・二四になります。これから財源調整費による補てんとか利差益による補てんその他を差し引きますと、掛け金率が九五・九七ということになるわけでございます。整理資源率が発生いたしました原因は、先ほど申し上げましたとおり、当初の引き継

きにより整理資源率のほかは、設計に入つておらないベースアップ部分とか制度改正部分等が積み重なつてこのような数字になつたというふう

に理解をいたしております。

○美濃委員　そこをもう少しはつきりしてもらいたいです。もちろん、この設計をしたときに、ベースアップとかあるいは著しい経済の変動によつて給付率を改定しなければならぬという、そういう計算は入つていないはずですね。その部分も転嫁されたのですか。その部分もこれを改定したときに入つたのかどうか。

○岡安政府委員　ちよつと私の発言が正確でございませんでしたけれども、定期昇給は、これは一定の予想をいたしまして数理的保険料の中に組み入れられておりますが、いわゆるベースアップといふものは入つておらないので、この部分は整理資源率のほうのかさ上げになるというふう

に理解しております。

○美濃委員　私が強調したいのは、もちろんその計算に入つておりますから、定期昇給とか、そういう通常のものは整理資源率があるいは数理的保険料に入つておることばよろしいと思ひます。だけれども、このインフレによるベースアップがあるいは給付の改定というの、これははいわゆる全然当初の計数に入つていない。その原因はいわゆるこういうインフレという現象で発生するのでありますから、これは二年、三年先の問題でなく、この制度の基本として、それを整理資源率という考え方で入れて、そして、いわゆる掛け金利率に転嫁するということ、私はこれは断じて許せぬと思ひます。三年先でどうかとか、あるいは先ほども聞いておると、四十九年に計算したその結果だとか——四十九年の結果がどうであろうと、これはもう結果は、年度の改正と、それからことしの大

幅ベースアップによつて四十九年度計算をすれば五千億にかなり上置きされるということとははつきりしておるわけです。何朝上置きされるかという点では無理だらうと思ひますからそれは聞き

ませんけれども、財源不足が、いわゆる責任準備金不足が、四十九年度末で計算をすれば五千億の

上にかなり上積みされるということがはつきりしておるわけですね。だから、そのときになつてみて、先ほども話があつたように、財源調整の再検討をして、総合的な財源率の検討をする、その中では料率を引き上げないということば言えませんかという姿勢、これは許されぬと思ひますね。原因が違ひますからね。おのの掛けておる組合員は、その時限では値のある金を、こういう年金制度としてきめられた率を強制加入で掛けておるわけ

です。それが泡沫のごとく五千億も赤字になる。あるいは四十九年度で計算すれば六千五百億になるのか、七千億になるのか、かなり上がることははつきりしておるわけですね。それを掛け金率に転嫁することは許されぬと思ひます。転嫁していけば、たとえば一例を所得配分、そして賦課年金制にとると、欧州諸国は全部賦課年金制ですが、これらの諸国の賦課年金に対する負担は四割を原則としております。この国へ行つても四割です。

西ドイツでもフランスでもそうです。これを個人負担部分だけ申し上げますと、現在でも個人負担部分は、この年金は五〇%、五〇%ですから、四割をかなりこえておるわけです。その上転嫁するな

どといったら、社会保障として先進国から見たら笑われるのではないですか。だから、私がここで申し上げたいことは、この種の制度にこういうインフレが起きなければいけません。インフレが起きなければ、実質制度をよくしたり、あるいは当初の設計から若干漏れたものを、その後合理的にするために入れる。その程度は資源率不足となつて掛け金に資源率は返つても、これは微々たるものなんですよ。四割か五割です。それが当初約束した給付よりも、実質中身が改善されてよくなるのであれば、それが整理資源率となつて組合員負担にはね返るということも、高負担、高福祉という原則からいけば、若干のものはその時点その

状態ではね返らないという解釈になる。しかし、世界の文明国がとつておる四割の負担に対する国

民生活の対応性から言つて、四割を逸脱して、整理資源率のためだといつて何ぼでも料率を転嫁していいなどというところは許されぬ。そもそもこの制度そのものが、私に言わしたためなんですよ。インフレに対応性はありませぬよ。この積み立て方式年金というものは、インフレに対応性のない制度である。だから、五千億も六千億も出てくるのでありますから、本来から言ふなら、これはもう国が財政負担でびしと補てんすべきだが、財政上から言つてもたいへんなことだと思ひます。私に言わせれば、そもそも制度が根本的に誤つておるということです。四十九年度で財源調整を再検討する。そのときこの五千億という金は、企業の運用資金とは性質は異にしますから、五千億が直ちに調達されなければ、この年金が持つていけないというものでないが、しかし、四十八年度末で出ておるものでありますから、すでに四十九年度において

も、本来から言ふならば七・三の利回りは別として、この制度の給付を行なう基準運用益として見ておる五・五%、五千億に対する五・五%は財政調整繰り入れ金となつて入つて来なければならぬ性格のものだと思ひます。五・五%で計算して二百七十五億円になるわけでありまして、こういう大きな財政欠陥が生じて運用されていくわけですから、これを四十九年度で直ちにどういう方法で解消しようとするのか。ただ努力します、困難な問題であります。どうにもならぬと思ひます。あります。私も、四十九年度でこの不足額が何ぼになるかというところは追及しないが、基本的な方向としては、政府としてはこれをどう始末するか。整理資源率に転嫁して掛け金の増加は絶対許されぬ。このことについては、各歴代大臣も、この法案が出たときには全会一致で附帯意見をつけたが、そのときは掛け金の引き上げは絶対やります。そのときは掛け金の引き上げは絶対やります。今日に至つて局長から、絶対この整理資源不足を資源率に転嫁することはありませぬという表現がでけないといふことは、いままでの国会で審議してきたことは何をやってきたんだと私は言いた

い。その附帯意見については、歴代各農林大臣は、絶対掛け金は上げませぬ、上げてはならぬという決議に対して、必ず決議の趣旨は実行いたしますといふことになつておるのでしょうか。これは転嫁してはならないものなんですよ。いまに至つて転嫁するといふのは、この際ないとはつきり言つてもらへば、組合員全部が安心するわけですから、せめて掛け金が上がることはないという安心感が得られるわけです。あるのならばあると言つてくれませんか。ないのならない、これははつきりすべきです。大臣はいまそこにおいてになつたわけですから、局長からまず答弁してもらつて、大臣の御意見も聞きたいと思ひます。

○岡安政府委員　いろいろむずかしい御質問があつたので、答えにくい点がありますが、二、三お答えいたしますと、まず、先生のおっしゃるとおり、整理資源率の中には、制度改正によつて生まれた部分と、それから物価の高騰に伴ひましてベースアップしたことによる部分と、大別してござ

います。

先生は、制度改正によるものは、これは高福祉、高負担という考え方から一応了解はできるけれども、物価の値上がりによる部分は、整理資源率として掛け金率にはね返らせるのはどうかという御質問でございますが、確かにそういうお考えもあります。ただ、問題は、物価の高騰によりまして、いわば減価部分と同じような形になりますけれども、それはすべて、たとえば貯金をして

金の組合員負担部分は相当高額でございますので、おまへは絶対上げないという質問されますと、上げませんと答えるには、まだいろいろと私どもの検討も済んでおりませんので、それは答えられないというのを申し上げたわけでございまして、私も、できるならば上げたくない、そのための手段をいろいろ講じまして対処したいというのを申し上げたいと思っております。

○美濃委員 大臣のお考えはどうですか。
○倉石国務大臣 現行のこの保険制度の掛け金は、ほかの共済制度に比べてすでに高水準にあります。そこでは、いまお話しがありましたとおりです。そこで、組合員の掛け金を引き上げないで済めばそれにこしたことはないのではありませんが、この問題は、農林年金財政の健全性の保持という問題につながるわけでございまして、他の共済制度等も十分勘案いたしまして、それからまた、関係当局とも十分な相談をいたしまして善処をいたしてまいりたいと思っております。

○美濃委員 もう一つこの際お聞きしたいのですが、前段に指摘したこの種の年金制度の中で、全然インフレに対応性のないこの制度で運用するということは、まあこれは直ちに変わらなければならないと思いますが、十分政府として、千分の四十の掛け金で賦課年金制をとっておくところは、この問題は出てこないわけですね。賦課年金制をとればインフレの問題は出てこないわけですか。四割です。インフレで給与が上がれば率で上がって行くわけですから、率の上がる部分で全部その年度内の給付ができるような仕組みになっておるわけですか。ですから、自動スライド制にすれば、人事院の勧告が出れば、国家公務員を基準にしたベラスアップで自動的に給付をスライドしていても、上がった分は即収入増となりますから、それは払えるわけですか。積み立て方式にしまして、金をあためたところの問題があるわけですか。

ね。ですから、その給付水準が、インフレによるベラスアップで上がると過去の積み立て金に比べて不足が起きるところに問題がある。年度内処理をやれば、その問題は自動スライド制にして解消できるのです。ですから、日本の年金は、農林年金なんかは年金ではないわけですか。ですから、この問題は、いま賦課年金制をすぐとするとらぬの答弁は農林大臣としてはすぐできぬと思うのですけれども、政府としては根本的に検討すべきものだと思っております。

今後の課題としてはどうすればいいのか。五千億、七千億の問題は、これは簡単に始末はつかぬと私は思うのです。インフレ下においては、これは積み立て制度が災いをなすわけですから、こういうふうになって派生してくるものを、簡単に、財政当局は、公共事業を投じてでも、五千億あれば五千億積み不足分を一般会計から繰り込んでやるぞと言えは問題は解消するのだ。それから五千億が一ぺんにできぬということであれば明年度財政で――まあ、ことし年度末で最低二百七十五億円の政府補助金として繰り込んでくれれば五千億の問題はたな上げしておいてもいいわけですから、金の出し入れに積み立て金もあるから不足はしないわけですから、ぎりぎり給付財源はそこから動く。給付財源が不足する部分だけを財政補てんをしていけば当面はやっていけるわけですね。こういう問題が出てくるわけですか。こういうふうになるというところはこの制度の欠陥だ。インフレというものがいわれる設計に入っていないということだ。また、入れるといつても設計に入れないわけですね。これから先のインフレ率をここで設計し直して入れると言ったって、これは推測してみてもわからない。だれが考えてもわからない。どんなに頭のいい人が考えても、これから十年先のインフレ率をいまの確に推定することは人為的に不可能ですね。だから、いわゆる制度として矛盾があるということですよ。たとえば、先進国は矛盾のない制度をとっておるじゃないですか。その中で整理資源不足だと何だとかいいう問

題はないですね。ですから、そういうことは十分今後の課題として考えてもらいたい。年金は大切なことです。ここまでは来た日本の国力から見て、この年金制度を後退さすようなことがあったり、あるいは財政上の原因から五年先、十年先に積み立て金がゼロになってしまったなどという現象を起してはならぬことでありまして、だからといって、こういう積み立て制度をとって起る整理資源不足は、筋の通らない――国民である組合員には、そのときそのとき打ち切つて年度内に処理していけばそれで済む。先進国から見たら四割をこえる負担率を個人から強制加入で徴収しながら、それが積み立て方式のために積み立て金がなくなってくるわけですか。それによって整理資源不足が起きてくる。それによって積するなどということは、これは政治道徳上あり得ないことですね。どなたが考えても、イデオロギイでもないと思うのです。いやしくも一國の政治を担当してある者としては、総理大臣以下、国民に対してあり得べからざる背信行為と言わざるを得ないわけですね。ですから、ここで検討する要があると思っております。それらをいいますと検討してそうするということ答弁はできないと思っております。大臣、これは十分検討してもらいたいと思うのです。この制度ではインフレに対応性がない。この制度を維持していったらとんでもないことが起きる。そして、いささかの目くされ財政調整補助金なんかをつけて、時代を推移すればするほど、これはもう悪循環になる。将来何百億、何千億という金になってしまふ。何千億じゃない。もうすでに何千億だから、何兆円という金になる。財政上の補てんのしようもない。約束どおり実行していったら、十四、五年先へいったら積み立て金はなくなくなってしまう。食いつぶされてしまつて、それから先どうなるのですか。国民に対する強制加入で徴収した責任というものはどうなっていくのか。ここで重大な転機に立っておりますから、それを含めて検討してもらいたい。小手先の検討では、農林大臣も二年もやったら手一ぱいな

んだから、何とかお茶を濁しておけばだれかがやるべえというもののじゃないと思うのです。局長もそうだと思うのです。局長も大体――私が国会へ出てきてことしで七年に入ったわけですが、私が来たときの局長はもうほとんどいませんね。局長の年数も短いじゃないですか。平均すると国会議員の一期の年数くらいじゃないですか。何とかお茶を濁しておいたら次の局長がやるべえということではまったくならぬと思うのです。政府はこの問題をきちんと処理しないと将来たいへんな問題が起きると思うわけですが、いかがですか。

○倉石国務大臣 私はあなたと経済理論の闘争をやろうとは思っておりませんけれども、現状がインフレであるかどうかというふうなことに付いては、にわかには私どもは肯定いたしておるわけではあります。しかし、物価が高騰しているということは間違いないですね。そこで、物価の高騰というところに付いては、ベラスアップその他に於いて、いろいろな場面においてそれぞれ勘案されておることは申すまでもありません。全体として、物価高騰に伴う、美濃さんのおこぼれを拝借すればインフレ的傾向、こういう状況の中で、たとえばこの国会に提案いたしました他の年金等につきましても、私も立案者の間に入っている意見を聞いておりましたが、やはり賦課方式を採用すべきであるという意見もありました。しかし、御存じのように、賦課方式というのは、ことしこの年金のようにわりあい加入者の頭数の限定される傾向にありますものにつきます。また、もしそういう賦課方式をとってまいりましたらば、将来加入者の負担が、個人個人の負担が非常に多くなることは御存じのとおりであります。私もそういう点について十分検討してみなければなりません。しかしながら、この年金の財源の状態を見ますと、これはやはり改善すべき点があると存じます。そういう意味におきましては、私も、この年金財政の健全性のためにさらに検討を加えていきたいと思っております。が、大体、積み立て方式によるか賦課方式による

かというふうなことに、にわかにこれはあなたのお説に賛意を表するというわけにはいきませんけれども、健全財政の意味から検討は続けたいつもりであります。

○美濃委員 私、検討の中にそういう要素を加えないとならぬということをおっしゃるので、いますぐ私の説に同調してくれと言っているわけではなく、十分そういう問題を検討してはほしい。あるいは、私に言わせるならば、政府としては、そういう賦課年金制度をとって、おる体制というのとは違うわけですから、こんな業態別年金に——賦課年金というのはこんなややこしくなっていないわけですからね。日本で言うなら国民年金一本ですからね。ですから、どこが重いとか、どこが軽いとかいう問題は出てこないわけですね。そういうことを十分検討してもらいたい。このままでこれをすく賦課年金制度にするとかえらる問題が出るわけですね。賦課年金というのはそういうものじゃないというところは、大臣あたりは何回も外国へ行って年金問題も検討しておるはずだからわかっているはずですね。これを即賦課年金に持っていくとなれば御説のような問題は出ますよ。賦課年金制度というのはそんなややこしいものじゃないわけですよ。十分検討してもらいたいと思

う。それから、次に、今回も、あるいは農協法の改正等が出ると、農協職員の給与の問題あるいは労働基準法違反の問題が絶えず出ますが、これは農林省としてはどの辺が多いのですか。農協としてきわめて給与水準の低いところ、あるいは全く基準法なんかになっていないところ、どの方面が多いのですか。全国全部なのか、どうですか。

○岡安政府委員 まず、労働基準法の問題でございませうけれども、実は、必ずしも網羅的な調査がございませうので、現在調査中でございませう。ただ、私も、基準法違反につきましては、どの地域が特に多いということではないのではあるまいかというふうに思っておりますが、これはいづれ調査結果が出ますので、そのときに御報告をいた

したい、かように考えております。

それから、農協の賃金につきまして、どのような地域が低いとかいうようなことでございませうが、全国の平均ベースに比べまして、その水準よりも下がっているところは東北六県、それから中国、四国、九州、沖縄というところが全国水準を下回っているというふうに数字では出ております。

○美濃委員 その調査はいつごろできますか。

○岡安政府委員 六月末までに報告するように指示してございませうので、できるだけ早く集計いたしまして御報告いたしたい、かように考えております。

○美濃委員 それができましたら、国会は終わっておりますけれども、適当な機会に私どももそれをいいたしたい、それに従ってできるだけ——何か、農協なり、農協に關係のある法案が出る、これは国会でも何年か前から言われておることです。ただ、私も現職の組合長でありますから、私自身は労働組合もつくり、労働協約の締結もやっておりますが、いささかの労働基準法の違反なんかあり得ない。職員も極端には優遇できないけれども、地方公務員を下回るといふ待遇はしておりません。私の地域の付近はみなそうです。私の所在地の付近の農協は大体下回っておりますが、ただ、本俸だけをとりまれば、私の農協はそうではないけれども、農協によつてはベースアップがございまして、昨年の十二月でも期末手当六十割を出して、農協は私の所在地にも二つも三つもあります。そういうものを加味すれば、私の所在地で地方公務員よりもきわめて待遇が下回って、あり得べからざる待遇で職員が使用されておるといふことはないと私は断言できま

す。ですから、これは、私は現職組合長ですから、政党政派を越えて、私どものやっております地域とはあまりかけ離れたことが出てくると、一体そんなことがあるのだからかと思つて、一体そういうものが一体全国のどこにあるのだからかと思つて、その調査結果の報告を求めたい。

その調査の中では、臨時給を含めて調査していただけますか。単に表面上のつらただけでは、経済団体です。それから、たとえ年末調整、期末手当の決算のぐあいでも、国家公務員は年度末手当は〇・五ですけれども、決算の状況で報奨制をいっておるところもありませう。決算の状況によつて二・五カ月分くらい出しておる農協もありませう。それを全部ひくく算して計算してくれませんか。ただ本俸のあれだけ言つて、ベースアップの食い違つたときに国家公務員はベースアップがございまして、ある農協は年末は六十割を出して、四月一日からベースアップと考えると、その中間の一月、二月で本俸だけで対照されるとものすごく低い、こういうのが出ますから、そういうことのないように調査を完了してもらいたい。

以上で私の質問を終わります。

○仮谷委員長 芳賀貴君。

○芳賀委員 政府提案の農林年金法の改正案については、すでに昨日と本日を通じまして同僚各委員が相当詳細にわたつて問題点についての質疑を行なつておりますので、この際、私は、農林大臣に對しまして総合的な問題について若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず、第一に、農林年金の年金財政の問題ですが、これは昭和四十四年から、厚生年金から分かれて現在の農林年金制度が運営されておるわけでありませうが、その当時から、年金財政の問題としては、他の年金に見られない多額の不足財源をかかえて充足した關係もありませうので、結局、運営が最初から非常に窮乏になつておるわけでありませう。それが原因になつておつて、結局、農林漁業団体の職員の給与水準は非常に低いにもかかわらず、年金に対する掛け金率は最高であるといふやうな矛盾を包蔵しておるわけでありませう。そこで今年政府が提案される前に、総理府の社会保険審議会においても特にこの点を指摘いたしまして、今後の年金財政に對して明確な将来方針を立てるべきであるといふことが指摘されておるわけでありませうが、その点に對しては、農林大臣とし

て、年金財政上の健全な運営ということになればどうするかという点に對して、お尋ねいたします。

○倉石國務大臣 財源調整につきましては、補助の増額等、先ほど来いろいろお話しがございました。四十九年度予算編成に際しまして、わがほうといたしましてはこの希望を要求いたしました次第であります。財源率の再計算を本年度行なわな

いこと等とも関連いたしまして、これを見送ることになつたものであります。

農林年金財政の現状、現行掛け金率の水準等にかんがみまして、国庫補助の引き上げの問題につきましましては、その実現につき最大の努力をいたす所存でございます。また、都道府県補助の導入につきましても、今後さらに關係方面への折衝について努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○芳賀委員 ただいま農林大臣から、年金給付に對する国庫の補助等についてのお話しがありましたが、現在の年金法の第六十二條の第一項では、給付に要する経費に對して一八%の補助をすることであることになつており、第二項では、調整財源に對して、率は明定してありませうけれども、国としての助成の道が明らかになつておるわけでありませう。

そこで、この一八%の国庫補助の問題であります。この点については、当委員会におきまして、しばしばの年金法改正の際に、現行の一八%を少なくとも二〇%以上に引き上げるべきである、調整財源の費用負担についても補助率を明定して、少なくとも四%以上に国の負担すべき限界といふものを明らかにすべきであるといふことを、附帯決議等に付しておるわけでありませう。

また、農林省におかれましては、毎年度の農林省の大蔵に對する概算要求の場合においても、農林年金に對する国庫補助率の問題については、必ず最後には大臣折衝まで持ち込んで、二〇%以上の実現に當たつておるわけでありませうが、倉石農林大

臣のごとき相当実力のある大臣が予算折衝をしなから、なぜたびたびこれが実現に至らぬかということについては、ほんとうに真剣にやっておるかどうかという疑念を持たざるを得ないわけでありますが、この点はいかがですか。

○倉石国務大臣 お話しのごさいますように、予算編成のたびごとに、私どものほうといたしましては最大の努力をいたしておるわけでありますが、この補助率につきましても、当初、私が存じしておりますところは一六%、逐次改善されてまいりましたが、なるべく近い将来にさらにこの補助率を引き上げることに對して最善の努力をいたしてまいる決意であります。

○芳賀委員 先日、社会党をはじめ野党四党で提出いたしました農林年金制度の改正案の中においても、給付に對しておよそ三〇%以上の国庫補助が必要であるということをお示ししておるわけでありましたが、このことは、参議院選挙が終わったあとで明年度の予算編成作業に入ると言うわけでありますが、その際倉石農林大臣が引き続いて大臣を担当するという——これは仮説の上に立つかどうかかわかりませんが、結局、現職大臣の意思を継いで、農林省としては、これらの問題についても積極的な予算確保に当然たるべきであると思ふわけでありますが、その点はいかがですか。少なくとも二〇%以上、法改正を通じて財源を確保する意思があるかどうか、その点であります。

○倉石国務大臣 私どももこの年金の歴史及び経過をよく知っておりますし、ことに、いまは農政の大事なきときでもございしますので、お話しのような点については最大の努力をする考え方でおります。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、先ほど大臣から発言がありましたが、農林年金の特徴的な性格としては、農業協同組合にしても、漁業協同組合にしても、これは非営利法人であることは言うまでもないわけでありまして、だから、民間の利潤追求の企業のごとく、企業努力で大きな利益を

あげて、その中から人件費等についても十分な支出をするというところは、思っておいても、制度のたてまえからなかなか実現したい制約があることは言うまでもないわけでありまして、しかし、都道府県をはじめ、地域における農業、漁業の発展というところを考えた場合においては、その推進力として農業協同組合あるいは漁業協同組合が位置づけられておるわけでありまして、この年金経営についても、当然地方公共団体が応分の行政的な支出をするということは、決して不当なことではないと思ふわけでありまして、すでに、私学共済等においては、都道府県が私学年金に對して補助する道が開かれておるわけでありまして、この点についても、先ほど大臣が触れられた御意思というものはそれを示しておると思ひますが、いかがですか。

○倉石国務大臣 先ほどもちよと申し上げましたが、私はこの制度改善にいままでも熱心なほうでありまして、都道府県補助の導入につきましても、今後さらに関係方面と十分折衝をいたしまして、この点の実現に努力をしてまいるつもりでございます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、今回の改正案によりまして、いわゆる新法期間の年金と、三十九年度以前の旧法期間の年金に對する取り扱いというものは、いまだに不均衡あるいは格差が是正されておらないわけでありまして、昨年の改正の場合においても、やや前進は見ることができましたが、毎回の年金法の改正を通じて、いわゆる旧法期間の既裁定年金者に對しては十分な改正が行なわれておらない。この点については、われわれが毎回当委員会を通じて指摘しておる点であります。政府、農林省としては必ず恩給法との均衡論というものをもち出して、それを理由に根本的な改善ができないというものが今日までの経過であります。

農林年金の発足の経過から見ても、恩給法との直接の関係というものはないわけでありまして、むしろ、厚生年金制度のしばしばの改善と歩調を

合わせる、そして、発足当時の精神というものが、厚生よりも有利性を持つところにある農林年金を分離独立させた発足の目的があるわけでありまして、この点についてはこの際明快にする必要があると思ひますが、いかがですか。

○倉石国務大臣 これは御存じのように他の共済等ともいろいろな関係を持っておりますが、お話しのごさいます旧法の年金につきましても、給付内容の改善につきましては、新法年金等との均衡にも十分配慮しながら、今後その改善に努力をいたしてまいりたい、このように思っております。

○芳賀委員 この点は非常に大事な点ですから、もう少し具体的に示してもらいたいわけでありまして、

農林年金の場合は、三十四年の発足以来しばしばの改正が行なわれておりますが、大きな改正ということになれば、いま申し上げました三十九年の改正、その次が四十四年の改正、続いて今回の改正というようになっておまして、これはちょうど五年、五年に行なわれておるわけですね。したがって、これは偶然的の符合かもしれませんが、年金の五年ごとの再計算期の前年に相当大幅な改正が行なわれておるわけでありまして、したがって、四十九年末の時点で再計算を行なう、財源率の改定を行なうことになるわけでありまして、改定を行なうことに間に合いませんとして、今回の改正にこれが間に合いませんとして、今年度末の再計算期には十分この点に留意をして、長年の懸案である問題でありますからして、新旧の完全通算、不均衡の完全是正という点に對して十分な努力をしてもらいたいのと思ひわけでありまして、しかも、旧法期間の裁定年金者というものは、人員にしても、遺族年金の受給者を入れても二千人を下回っているわけでありまして、財政的に改正できないという理由はないわけですね。だから、間違つた恩給法との均衡論というものを捨てて、総理府の社会保障制度審議会においても、毎回の改正において恩給法との均衡論で旧法期間の抜本改正ができないのは妥当でな

いという指摘が意見として出されておることは大臣も御承知のとおりでありますからして、この際、新旧問題の根本改善ということに對して、いま一步明確な大臣としての方針を示しておいてもらいたいと思ひます。

○倉石国務大臣 私自自身が本法の沿革をよく承知し、また、関係方面とも十分な検討をいたしておりますので、関係方面でも十分な検討をいたしまして、できるだけ対処できるように努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、今回の改正の中で、いわゆる既裁定年金に對して自動スライド制を導入するという点が昨年の改正よりもや明らかならなっております。これは局長からの答弁でもいいわけですが、今度の改正案の附則の第八条に、「年金額の自動的改定措置」ということで条文が出ています。このことは、これはわれわれが条文を検討しても、まことに明確を欠いておるわけですね。しかも、自動スライドを実現する場合の根拠として、「政令で定めるところにより改定する」ということになっておるわけでありまして、昨日、本日の審議を通じて、この規定に基づいて委任される政令というものは一体どういふものであるかということがまだ明らかになっていないわけですね。次の附則の第九条においても、相当重要な部分の施行について政令委任ということになっておるわけでありまして、この点をこの際明らかにしてもらいたいと思ひます。

○岡安政府委員 附則の第八条の「年金額の自動的改定措置」でございますが、これはこういうふううに書いてございまして、いわゆる自動スライド制というものは、厚生年金の内容がかわつた場合に、厚生年金の組織といふか、組成の一部を使いまして、通算退職年金とか最低保障の額とかいふものを農林年金できめておられますので、それらにつきましては、厚生年金の額の変更等につきましてあわせて変更をし、農林年金に取り込むという

規定を第八條にいたしておるわけでございます。現在考へておりますのは、御承知のとおり、厚生年金は、昨年度の物価の上昇率一六・一％ということで年金額の改定が行なわれるという予定でございます。また、その実施時期につきましても、三カ月繰り上げて、八月から実施ということに予定されておりますので、私どもは、それらを受けまして、第八條におきましては、通算退職年金、最低保障額等につきましては、額の改正並びに実施時期につきましては八月にさかのぼりまして実施をいたしたいというふうに政令で規定をする予定でございます。

なお、九條の政令につきましても、現在制定をいたす予定はございません。

○芳賀委員 それじや附則八條は、先般農林大臣が本法案の提案説明をやったときの説明とあなたの答弁は違ひませんか。

○岡安政府委員 私が申し上げましたのは、いわゆる自動スライド制と申しますのは、厚生年金等に採用されておりますように、物価が上がりましたならばこれを自動的にスライドして、基本的な年金、たとえば退職年金等の額の変更をするというような制度をさしているというふうに私は申し上げたわけでございますけれども、そういうことではなくて、附則の八條は、厚生年金が自動スライドでもつて上がった場合には、そのスライドを受けまして、農林年金が通算退職年金なり最低保障制度でもつて利用しております額を自動的に変更いたしますというのを申し上げたわけでございます。したがって、一面におきましては確かに自動スライドでございますけれども、いわゆる農林年金の退職年金そのものを物価なり賃金にスライドして上昇をさせるという意味の規定ではございませんというふうに申し上げたわけであります。

○倉石国務大臣 いま政府委員から申し上げましたことで尽きておると思いますが、厚生年金につきましては御承知のとおりであります。農林年金の改定につきましてそれを採用するにつきます

ては、その指標として物価をとるか賃金をとるか等の問題がございまして、まだ結論を得ておらない次第であります。

そこで、この問題につきましても、共済制度共通の問題でもありますので、関係各省と十分その点を打ち合わせてやってまいりたい、こういうふうに思つておるわけであります。

○芳賀委員 そういう答弁であらばいいんです。もうすでに厚生年金並びに国民年金においては、物価の自動スライドの根拠をなす物価の上昇を一六・八％と公表しておるわけですからね。それは厚生、国民においては、それによつて自動スライドを導入して年金額の改定が行なわれているのです。この点については、厚生年金が農林年金の母法的な役割りを果たすわけですから、厚生のほうが物価の自動スライドで年金額の改定を行なうということになれば、それを基礎にして農林年金にこれを導入するということが当然なるわけですね。その関連措置として附則第八條というものがここに明定されておるわけですからね。先ほどの局長の答弁はさうじゃないんだ。これは関係がないというふうな、自分が法律を出しておりながら、何が何でも全くなからぬやうなそういう答弁では——いや、首をひねつたつてしょうがない。大臣が提案説明でちゃんと明らかにしているわけだから、その指示に基づいて事務官僚というものはきちつとした答弁をすべきだと思ふのです。こういう点は法文の中においても明らかにしておかないと、一般の年金対象者が見ても、これはどういう中身かわからぬんじゃないかということになるわけでありまして、この点は行政運用については十分注意をしてもらいたいと思ふます。

次にお尋ねしたいのは、午前中の参考人の意見の開陳の中にもありましたが、農林年金における掛け金の負担割合というものが、経営主である団体と職員である組合員とが折半負担をするということになっておるわけですね。各職員の毎月の給与額というものを年金法の標準給与額に置きかえ

て、その適用によつて各組合員の毎月の掛け金の負担額というものをきめていくわけでありまして、その場合の負担区分というものは五対五ということになっておるわけですね。この点についても、従来の改正を通じて、これは国庫負担ということにはならぬので、大きな目で見れば、同じかまの中で負担区分が変わる程度ではないかというふうな説も出ないわけでもありませんが、しかし、賃金水準が非常に低いといういまの農林漁業団体の給与の実態を考えた場合において、せめて、年金の掛け金の負担等についてはできるだけ団体側が負担をして、組合員である職員に対する負担というものを軽減するようにとめるべきではないか、これがわれわれの年来の主張でありました。

午前中の参考人の御意見を聞きましても、実態論でありまして、中央の年金加入の団体にいたしまして、都道府県の連合会あるいはまた全国の単協等においても、経営の内容にもよるわけでありまして、この点についてはすでに相当積極的な負担上の配慮が行なわれているということも承知したわけでございます。しかし、これはこの法律の五十五條の条文をそのままにして、関係の政令あるいは年金組合の定款等をそのままにして、内部操作で組合員の負担を軽減させるということとは正当な方法ではないと私は考えるわけであります。そういう実態が相当普遍しているということであれば、むしろそれを取り上げて、負担区分等については実態に合致したように五十五條の所要な箇所を改正する必要があるのではないかと、それに向かつての検討を下す必要があるのではないかと、このように考えますが、大臣の御意見はどうですか。

○倉石国務大臣 この年金では、掛け金は、たがいまお話しのごさいましたように事業主と組合員との折半負担になっておるわけでございますが、この方式は、共済制度に限らず、健康保険を含めました社会保険全般を通じて共通原則になっておることは御存じのとおりでございます。したが

つて、この負担割合を変更するということになりますと、社会保険制度全般にわたつて大きな影響を持つ問題でございまして、また、団体、すなわち農林漁業団体の経営に与える影響も大きいものがあると考えられますので、今後団体の負担能力等の実情を十分に把握することにつとめまして検討を進めてまいりたいと思つております。

○芳賀委員 この点については、私どもも社会党としては相当具体的な実態調査をやつておるわけですが、これは軽々にどうなつておると言うわけにはいかぬわけですね。しかし、われわれの承知する範囲では、特に農林大臣の御出身の長野県等においては、連合会はもちろんであります。各単協においても、この点については、組合員である職員の掛け金負担をできるだけ軽減する点について相当な配慮をしておるということも承知しておるわけでありまして、これは決して悪いことじやないわけですね。そういうことが現実には配慮されておるとするならば、むしろ、それを踏まえての実態に合致するような法改正が必要ではないか。実態がどういふやうな法改正が必要ではないか。法律は旧態依然として折半負担のままに残つておるといふことになれば、農林省としても、農協、漁協等に対する行政的な指導の立場においても、そういうことを全然知らないで、おつたか、あるいは見過ごして、おつたかというやうな責任論さえも出ないとは限らないわけでありまして、この点は実態がどういふやうな法改正が必要か、あるいは、鋭意実態調査を行なうとか、あるいは加入団体等について十分な意識調査を行なうというやうな前向きな指導、対策を講ずべきだと思ふのです。いかがですか。

○倉石国務大臣 いまも申し上げましたように、そういう点につきましても十分実態把握につとめて善処してまいりたいと思つております。

○芳賀委員 次にお尋ねしたいのは、これは毎年の農林年金の改正の際に論議されるわけでありまして、農林漁業団体職員の給与水準の改善について意見が出ておるわけですね。これは直接的

に年金制度で解決するわけにもいかぬ。農林省としても、国家財政から職員の給与改善をするというわけにはいかぬわけですね。たとえば地方公務員等においては、どんな僻村の市町村役場等においても、職員の給与等については、いずれの地においても、国家公務員の給与改善が行なわれれば地方公務員はそれに準ずるといことになるわけであって、それは当該町村の財政能力にかんにかかわらぬということになっているわけですね。ところが、農協等の場合においては、相当水準の給与改善のできる農協もあり、幾ら実行しようとしても能力に限度があるから改善ができないという単協もあるわけです。そうかといって、町村役場のように、国庫から地方交付税を通じて一町村に対して四億とか十億の交付金を交付するというような措置もないわけでありまして、少なくとも加入団体の職員の給与の最低水準というものを底上げする努力というものは農林省においても具体的に進行すべきでないかと思うわけでありまして。

たとえば単協等においても、毎年毎年一定額のペースアップ等をやっておるわけでありまして、たとえば昨年は二〇%とか、こしは三〇%台だといったとしても、公務員のように、明確な根拠のある給与規定であるとか、給与法に基づいての改定ということにはなかなかならぬわけですね。引き上げをしたあとで給与規定等の別表にそれを合致させるというような便宜的なことをやっておる単協が非常に多いわけです。したがって、こういう点についても、全国的に農協間において、組合間において凹凸があるわけでありまして、農林省としても、もちろん模範定款のようなわけにはいきませんが、やはり、一定の給与規程、給与規程の準則というものを示すとか、あるいはいま問題になっておる職員の退職給与規程等についても、これは非常に多様になっておるわけで、どこを基準にしてやるのがいいかという点も明確になっていないわけでありまして

らして、今後の問題としては、農林漁業団体に對する職員の給与規程に關する一定の基準を策定して示す必要があるのではないか。天下りでこれやれと言わけやないですよ。よりどころを示す必要があるのじゃないか。退職給与規程等についても、一方においては年金制度がだんだん充実しておるわけでありするからして、この年金制度が発達する以前につくられた退職制度等というものは検討すれば実態に合ふぬというような点もやはりなきにしもあらずであります。こういう点を農林省が具体的に行政的に指導、誘導するということでは十分努力していきまうと云つても、その効果というものは全然あがらないわけですね。だから、この点に對しては、いままでどういふような努力をしてきたか、全然やつておらぬとすれば、これからどうしなればならぬかという点について、これはまず局長から明らかにしてもらいたいわけですね。その次に農林大臣の明確な方針を出してもらいたいと思ひます。

○岡安政府委員 農林漁業団体職員の給与につきましては、一般的に水準が低いといふことを私も承知いたしておりまして、その改善方につきましては、政府としていろいろ御援助、御協力ができる部分につきましてはやつていきたいと思つておりますけれども、何せ、職員の給与につきましては、事業主である団体の経営の能力、基盤等が直接に反映するわけでございますので、おっしゃるとおり、現在千差万別と言ひ得るような状態でございます。

私どもも、第一には農林漁業団体の経営基盤をしっかりとすること、先決であると思ひますけれども、先生御指摘のとおり、給与に關する規則とか退職給与規程等の模範例等につきましても、もし必要があるならば全中その他中央団体とも相談をいたしまして模範的なものをお示しするといふことも考えたいと思ひますが、やはり、基本は団体の経営基盤の確立であらうといふふうに考へますので、その方向に向かひまして今後とも援助、協力は惜しまないといふふうに考へております。

○倉石國務大臣 農林漁業団体の給与その他の待遇の改善につきましては、その経営におきまして所要の資金原資が確保できなければならぬのであります。何よりもまず農協経営の基盤の強化をはかることが大切なことだと存じます。

農林省といたしましては、従来から、農協合併等の推進を通じてその経営基盤の強化をはかり、また、経営実務者の研修の助成をいたしますとか、農協検査の際の指導等を通じて経営の改善、合理化の指導等とめてまいつておる次第であります。今後とも、この面の農協の自主的努力に期待しながら適切な指導をいたしてまいりたいといふふうに考へております。

○芳賀委員 ただいまの問題の一つの事例として、今回の改正によつて、標準給与月額が別表の改正で大体下限が五〇%上がつてゐるわけですね。従来の一六六千円が今度は五〇%アップの二四九千円と、上限については二〇%程度の引き上げですが、そうすると、下限の三万九千円といふのは、これが二万四千円の月額給を受けおる職員であつても、年金の掛け金の払い込みがあるいは諸般の手續上から言つて、実給給与が幾ら低くても結局三万九千円の月額にこれを当てはめて、三万九千円に基づいた千分の四十八の掛け金を負担しなければならぬといふことになるわけですね。私なればならぬといふことになるわけですね。これは、この標準給与額の引き上げといふのが、すなわち農林漁業団体の職員の少なくとも最低の初任給程度に合致するようにするのが当然だと思ひます。午前中の参考人の意見によりまして、これも大臣の選挙区のある農協ですが、十八歳で高校出の女子職員の初任給が二万五千五百円といふような実態もあるわけですね。だから、今回改正によつて五割引き上げになるわけですから、改正前の場合には最低給与月額が二万六千円です。それから、そう大きな懸隔はないが、今度は五割上がったといふことになれば、先ほど私が言ひました給与水準等についての最低限といふものをでき

るだけ底上げするやうな行政指導といふものが必要だと思ひます。そうなれば、少なくとも三万九千円とか四万円といふものが高校出の単協の初任給といふことになれば相當の是正が行なわれると思ひます。だから、こういう点が、年金の改正とあわせて農林漁業団体の職員の給与水準の改善を行なうといふ一つの基礎にもなるのじゃないかといふふうに考へるわけですね。そういうことを示してもらはないと、いかに善意な農協や漁協の経営者が努力しても結局限界があるわけですから、どう思つても財源的に不足する場合においてはなかなか十分な処遇ができない。そうすると、場合によつては、農協といふものはアメリカ帝國主義の手先であるといふやうな説も昨今は出るしからぬ団体であるといふやうな説も昨今は出る時代ですから、それでは善意な農協あるいは団体の経営者といふものはどうしていいかわからぬといふことでジェレンマにおちいるわけでありまして、明らかにすると同時に、農林漁業団体が特に獨立した年金制度といふものを持つて、そして、農林漁業の發展の推進力として担当しておるわけですから、この点はぜひ大臣においても局長に指示して、私が先ほど提起しておる問題については迅速に善処してもらいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり、今回標準給与の下限を引き上げましたのは、もちろん、下限に達してゐない職員が、こしは十月現在でも一・四%ぐらいあるといふことは考へております。ただ、上げたことによつて、退職一時金とか障害年金、遺族年金等についてメリットがあるといふことと、それから、先生御指摘のとおり、標準給与の下限を引き上げることによりまして、一面では農林漁業団体職員の給与の引き上げを推進する役割りを果たすのではあるまいかといふことを考へてゐるわけでございます。臨時的な職務に従事してゐる職員の給与が三万九千円以下であるといふことは別でございますけれども、本来の恒

常的な職務に従事してゐる職員の給与が三万九千円を下回つてゐるという事は必ずしも望ましい状況ではございませんので、私どもも、そういう方々の給与の引き上げにつきましては、今後とも格段の指導その他はいたしてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○芳賀委員 最後に、農林大臣に一言お尋ねしたいのは、この法案とは別ですが、先々週、当委員会において十分な審議を尽くして、一部修正で成立せました農業者年金と私は比較してみたいわけでありまして、農業者年金の場合の老齢年金は、今度の改正によつて、月額千六百五十円の保険料を満二十年間払い込みをして、六十五歳になつてよりやく八千八百円の年金の給付を受ける。これが農林漁業団体の正組合員であるいわゆる農業者年金ということになるわけですが、それでは、二十年間かけて六十五歳になつて、農林年金より老齢してからはかえぬわけですから、その場合にわづかに八千八百円、八千八百円というものを農林年金の算定で言つと、今度は退職時の前一年間の最低給与額が基礎になるわけでありまして、その場合、八千八百円の年金を受けるといふことになれば、最終給与額が二万二千円あれば、四〇%なら八千八百円ということになるのです。千六百五十円ずつ二十年間かけて、十年間たつて六十五歳になつて八千八百円、これは農林年金制度もまだまだ不十分であるが、同じ農業協同組合で働く職員と、農業協同組合を形成して、協同組合の目的というものが構成組合員である農民に普遍するようになるという事になれば、これは比較の問題ですが、今後、農林大臣が所管されておる農業者年金の中の老齢年金の根本改正の問題等については、このことに思いをいたして十分な対応をしてみたいと思ひますが、どうお考えですか。

○倉石国務大臣 農業者年金は申すまでもなく政策目的のございます年金であります、これは創設当時の状況、沿革から見まして、今日のようにあることはやむを得ないことであると存じます。

が、先般、あの法案の改正案につきまして申し上げましたように、私どもは、他の年金法とも比較いたして、できるだけこの改善を心がけてまいりたいと思つておるわけでありまして、

○飯谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○飯谷委員長 この際、理事会等における各派協議により、私の手元で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条第二十條の改正規定の前に次のように加える。

第一条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）
第一条第一項第七号の二中「第二章」を削る。

第一条中附則第六條の三の改正規定を次のように改める。
附則第六條の三中「第九條」を削り、同條の次に次の二條を加える。
（農林中央金庫等の職員に対する特例）
第六條の四 農林中央金庫又は農業信用保険協会（以下この條において「農林中央金庫等」という。）の職員のうち、昭和四十九年九月三十日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものの同年九月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間（それぞれ農林中央金庫又は農業信用保険協会の職員であつた期間に限る。）は、この法律（第二十一條を除く。）の適用については、

組合員であつた期間とみなし、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、同年十月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。
2 前項の規定は、農林中央金庫等が、その職員と同項の規定に該当するものの二分の一以上の同意を得て、昭和四十九年十月三十一日までに組合員に申出をした場合に限り、当該申出をした農林中央金庫等の職員について適用する。
3 前項の申出をした農林中央金庫等は、同項に規定するその職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和四十四年一月から昭和四十九年九月までに係るものの各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において当該農林中央金庫等が納付すべきであつた掛金の額からその者について厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和五十年九月三十日までに組合員に納付しなければならぬ。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該農林中央金庫等が折半して負担する。
5 第三項に規定する納付金は、第五十四條第一項の掛金とみなして、第五十七條から第六十一條まで及び第六章の規定を適用する。
第六條の五 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十二号）附則第四條第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四條、第六條、第十一條、第十三條、第十六條、第二十條及び第二十一條並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号）附則第三條の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替等は、政令で定める。

附則第一條第一号中「及び附則第九條」を、「附則第七條及び附則第十二條」に改める。
附則第九條を附則第十二條とし、同條の次に次の一條を加える。
（厚生保険特別会計法の一部改正）
第十三條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。
第二十三條中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十九号）附則第四項」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十九号以下本条ニ於テ四十七年改正法ト謂フ）附則第四項並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）附則第六條」に、「同法附則第五項」を「四十七年改正法附則第五項」に改める。

附則第八條を附則第十一條とし、附則第六條及び附則第七條を三條ずつ繰り下げ、附則第五條の次に次の三條を加える。
（厚生保険特別会計からの交付金）
第六條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の法附則第六條の四第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた農林中央金庫又は農業信用保険協会（以下「農林中央金庫等」という。）の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十九年十月一日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。
（厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者の取扱ひ）
第七條 農林中央金庫等の職員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する

者又は昭和四十九年九月三十日まで厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、同年七月三十一日までに、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けたい旨又は当該年金たる保険給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六條の四第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間（それぞれ農林中央金庫又は農業信用保険協会の職員であつた期間に限る。）は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から控除する。

2 農林中央金庫等の職員のうち、昭和四十九年九月三十日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものが前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、同年九月三十日に消滅する。（所得税法等の特例）

第八條 改正後の法附則第六條の四第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四條第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四條第一項第三号及び第三百十四條の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果、昭和四十九年度において、給付に要する費用についての国の補助額が約七百五十万円増額となるものと見込まれ、また、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約六千万円の減収となるものと見込まれている。

なお、通算措置に伴い、厚生保険特別会計の積立金相当額が交付金として農林漁業団体職員共済組合へ交付されることとなつてゐる。

○仮谷委員長 修正案はお手元に配付してあるとおりであります。その案文の朗読は省略いたしまして、以下修正の趣旨を簡単に申し上げます。

本修正内容は、農林中央金庫及び農業信用保険協会の本年十月一日以降本法の適用対象団体とするものとして、これら団体の職員について、その者が有していた厚生年金被保険者期間で当該団体の職員であつた期間を、本共済組合員の組合員期間とみなし、これを通算する特例措置を認めようとするものであります。

このような修正を行なうこといたしましたのは、まず、農林中央金庫につきましては、昨年の法律改正によつて、存立期間に関する制限が撤廃される等、その農林漁業団体の恒久的な全国金融機関としての基本的な性格が一段と明確になりましたので、金庫の役員を他の農林漁業団体と同じ年金制度に加入させ、より充実した老後保障のもとで、系統金融業務に精進できる体制を整備いたしますことは、農林漁業団体としての一体感の強化、今後の業務遂行上ますますその必要性が要請される相互の人事交流の円滑化等に資することになると考え、この際その加入を認めることとした次第であります。

次に、農業信用保険協会につきましては、その会員である農業信用基金協会はすでに本年金制度に加入しており、また、本年金制度に加入していた中央開拓融資保証協会との統合により、その職員を引き継ぐこととなつておりますので、これらの事情を考慮してその加入を認めることとした次第であります。

また、これら団体の加入と同時に加入前の厚生年金被保険者期間で当該団体の職員であつた期間について、これを本共済組合の組合員期間とみなすこととしたのは、加入だけを認めたものでは、厚生年金との通算年金となるため、現在在職している者についてはかえつて不利となるおそれがあり、老後保障の充実の趣旨にもとると考えただからであります。

なお、この組合員期間の通算方式は、昭和四十七年度改定法の修正の際に行なつた全国農業共済協会、中央畜産会及び中央酪農会議の通算措置の例になつたものであります。

したがつて、この通算措置に伴い、厚生年金保険特別会計から本共済組合への交付金、みなし組合員期間のうち、本共済組合発足後のものについてのみゆる掛け金不足額等の納付金、その納付金についての社会保険料控除の適用等について必要な規定を設けております。

以上が修正の趣旨であります。

この際、本修正案について、国会法第五十七條の三の規定により内閣の意見があればお述べをいただきたいと思います。倉石農林大臣。

○倉石農林大臣 ただいまの委員長提案の修正案につきましては、政府としては必ずしも適当ではないと考えております。

○仮谷委員長 修正案に対して別段御発言もないようでありますので、原案並びに修正案を一括して討論に入りたいと思ひますが、別に討論の申し出もありませんので、これより採決に入ります。まず、委員長提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮谷委員長 起立総員。よつて、委員長提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仮谷委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。芳賀貴君。提出者から趣旨の説明を求めます。芳賀貴君。

○芳賀貴君 私は、ただいま議決されました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

本制度の給付内容は他制度に準じ逐次改善をみているが、本制度自体がもつ特殊性もあり、制度の健全な運営をはかるうえからも問題なしとしない。

よつて、政府は左記事項について、速やかに検討を加え、改善措置を講ずべきである。

記

一、年金財政の健全化をはかるため、給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げ、併せて財源調整費等の一層の増額に特に努めるとともに他制度にみられる都道府県補助その他の公的援助措置等の導入について検討すること。

二、旧法年金については、新法年金との均衡に配慮し最低保障額の引上等格差是正のための制度改善に一層努力すること。

三、既裁定年金の改定については、賃金変動に応じた自動スライド制を導入すること。

四、掛金の負担割合について、組合員の負担軽減の方向で改善措置を検討すること。

五、農林漁業団体職員の給与等その待遇改善について一層適切な指導を行うこと。

右決議する。

提案の趣旨については、先ほどの私の質疑を通じて尽くされておりますので、この際省略させていただきます。

以上が本決議案提案の趣旨でございます。

何とぞ委員各位の全員の賛成をお願いいたします。

す。(拍手)

○**仮谷委員長** 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対して、別に発言ありませんので、直ちに採決いたします。

芳賀貢君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**仮谷委員長** 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○**倉石國務大臣** ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして、今後検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○**仮谷委員長** ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**仮谷委員長** 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○**仮谷委員長** 次回は、明九日木曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

